

香 川 県 報 号 外
香川県監査委員公表第4号
別 冊

平成 15 年度

包 括 外 部 監 査 の 結 果 報 告 書

公共工事に関する財務事務の執行について

香川県包括外部監査人

公認会計士 榎本 浩

目次

第一 監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した「特定の事件」（監査のテーマ）	1
3. 「特定の事件」（監査のテーマ）選定の理由	1
4. 監査の対象	1
5. 監査の期間	1
6. 監査の着眼点	2
7. 主な監査手続	2
8. 外部監査人補助者の資格と人数	2
第二 監査対象機関の概要、監査の結果及び意見	3
I. 監査対象機関の概要	3
1. 土木部の組織	3
(1) 業務内容	3
(2) 組織図	3
(3) 工事請負契約の実績	5
2. 土木請負工事の概要	6
(1) 工事施行业務の基本的な流れ	6
(2) 土木請負工事の工事費設計金額の概要	7
(3) 各入札・契約方式の手続と流れ	8
(4) 指名競争入札に係る選定業者数について	10
(5) 指名競争入札参加資格	11
3. 県の取組み	13
(1) 入札・契約制度の改善	13
(2) 入札談合への対応	16
(3) 香川県入札監視委員会の設置	17
(4) 低入札価格調査制度	18
(5) コスト縮減の取組み	19
II. 監査の結果及び意見	23
1. サンプル調査の概要と調査結果	23
(1) 抽出の基準	23
(2) サンプルの概要	23
(3) 調査内容	24
(4) 調査の結果	24
1) 積算における直接工事費の設計単価について	24
2) 積算における諸経費について	29
3) 入札関係	34
4) 変更契約関係	39
5) 道路維持	45
6) 地元協議のあり方	55
7) 事前の現地状況把握不足により工事変更が生じたもの	56
8) その他個別判明事項	57
2. 工事の有効な予算配分	60
第三 利害関係	61

本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合があります。

第一 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2. 選定した「特定の事件」（監査のテーマ）

「公共工事に関する財務事務の執行について」

なお、監査の対象期間は、原則として平成 14 年度であるが、必要に応じて過年度に遡及した。

3. 「特定の事件」（監査のテーマ）選定の理由

県は、非常に厳しい財政状況のなかで、行財政改革に取り組み、公共工事などの投資的経費を抑制してきたが、平成 14 年度における投資的経費は 1,165 億円と全歳出の約 23% と年々減少してきており、効率的な予算配分を行い有効な事業を実施することが重要な課題として挙げられる。さらに、公共工事の入札・契約手続については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行や県発注等の工事に係る独占禁止法違反事件の発生などを踏まえ、透明性、競争性、公平性の確保のためさらなる取組みを行ってきており、その効果が求められるところである。そこで、公共工事に関する財務事務について、監査することが重要であると判断し、特定の事件として選定した。

4. 監査の対象

平成 14 年度の香川県の公共工事費（工事請負費）の部別の最終予算額を比較すると、土木部が突出している。そのため、土木部の本庁各課・出先機関である土木事務所を中心に監査を実施することとした。さらに、土木部の公共工事を検証する上で、同種の工事を行っている農林水産部の公共工事についても比較調査した。

平成 14 年度最終予算における部別の公共工事費（工事請負費）

（単位：百万円）

部 別	公共工事費	割合 (%)
土 木 部	34,270	61
農 林 水 産 部	15,320	28
環 境 部	201	0
教 育 委 員 会	490	1
離 島 公 共	2,022	4
水 道 局	3,573	6
合 計	55,876	100

5. 監査の期間

平成 15 年 7 月 22 日から平成 16 年 1 月 30 日まで

6. 監査の着眼点

公共工事の財務の事務を大別すると、①設計・積算、②入札・契約、③工事監督及び④竣工検査の4段階に分けることができる。本包括外部監査では、このうち、設計・積算、指名業者の選定、契約締結、そして、工事着手後に生じる契約変更に焦点を当て、県の規則などに準拠しているかといった合规性のみならず公共工事のコストの削減に向けた経済性や事務手続などの効率性といった着眼点に基づいて、監査を実施した。

7. 主な監査手続

各監査対象に関連する機関において現場調査を行い、必要書類の閲覧、証憑突合、質問等により監査を実施した。

8. 外部監査人補助者の資格と人数

公認会計士	5名
会計士補	1名

第二 監査対象機関の概要、監査の結果及び意見

I. 監査対象機関の概要

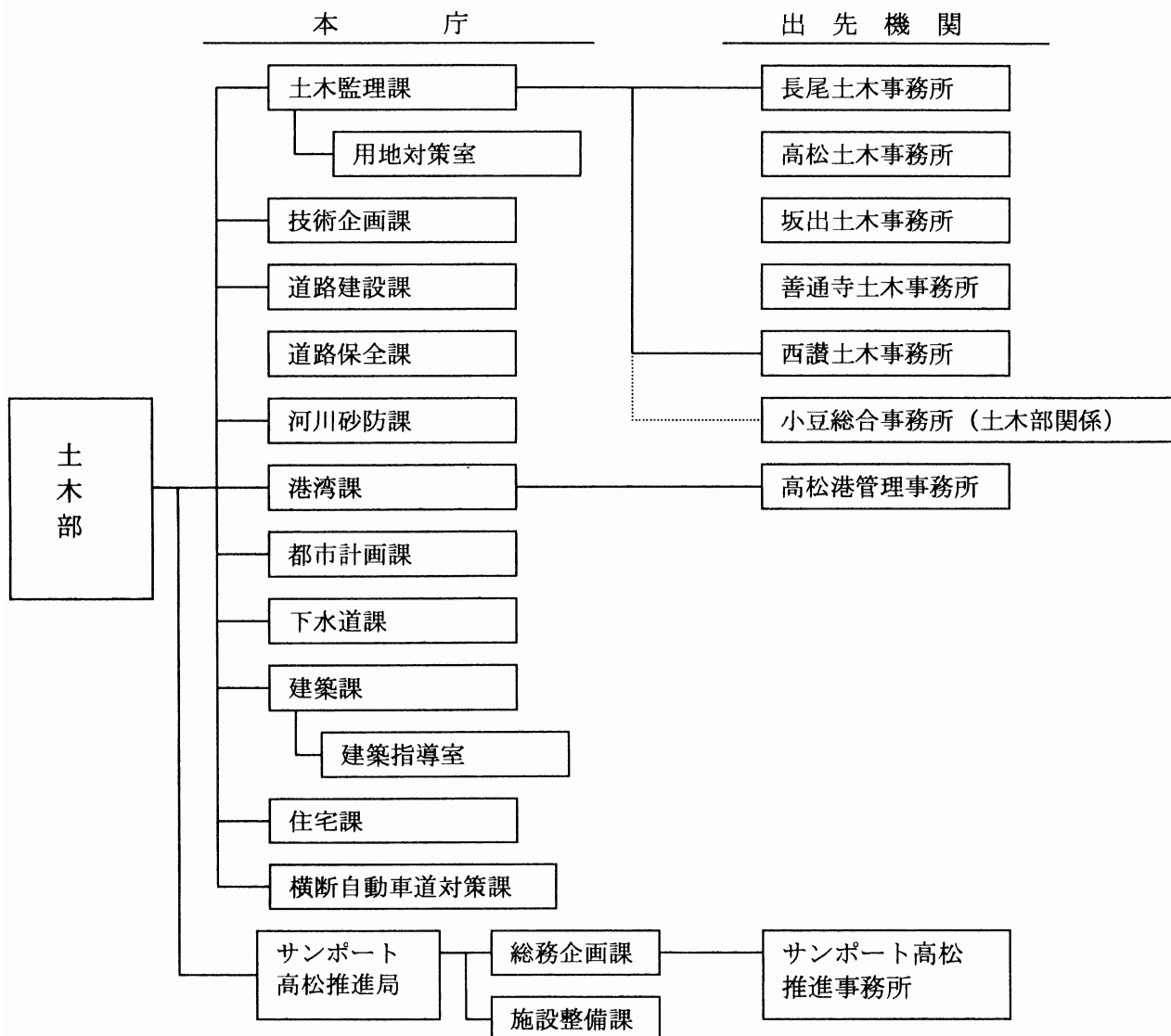
1. 土木部の組織

(1) 業務内容

土木部における業務内容は、「香川県部制条例」によれば以下のとおりである。

- ① 道路及び河川に関する事項
- ② 都市計画に関する事項
- ③ 住宅及び建築に関する事項
- ④ 港湾その他土木に関する事項

(2) 組織図（平成 14 年 4 月 1 日現在）



土木部の職員数

(単位：人)

年度 区分	平成 12 年度					平成 13 年度					平成 14 年度				
	①	②	③	④	計	①	②	③	④	計	①	②	③	④	計
土木監理課	29	5	1	8	43	30	5	1	8	44	32	5	1	8	46
土木監理課用地対策室						12		2	2	16	10		1	1	12
土木監理課技術管理室	12			2	14										
用地課	14		2	2	18										
技術企画課						14			2	16	16			2	18
道路建設課	15			3	18	15			3	18	15			3	18
道路保全課	14			2	16	14			2	16	14			2	16
河川砂防課	31			5	36	30			5	35	30			6	36
港湾課	23			3	26	21			2	23	22			2	24
都市計画課	26			5	31	26			4	30	26			4	30
下水道課	11			2	13	11			2	13	11			2	13
建築課	34			6	40	34			6	40	33			5	38
建築指導室	15			4	19	15			4	19	15			4	19
住宅課	27		4	6	37	27		4	6	37	27		3	6	36
横断自動車道対策課	9			1	10	5			1	6	5			1	6
サンポート高松推進局	22			2	24	20			2	22	21			2	23
長尾土木事務所	70	11	22	25	128	68	11	23	21	123	65	11	21	19	116
高松土木事務所	108	18	12	31	169	104	17	13	25	159	108	16	10	27	161
坂出土木事務所	68	12	9	18	107	68	12	6	21	107	67	11	10	17	105
善通寺土木事務所	59	10	2	16	87	60	9	2	16	87	61	10	4	17	92
西讃土木事務所	62	12	6	23	103	61	12	5	22	100	57	11	10	17	95
土庄土木事務所	44	7	9	12	72	46	7	9	12	74					
小豆総合事務所 (土木部関係)											47	3	9	11	70
高松港管理事務所	7	5	3	6	21	7	5	2	3	17	8	5	2	3	18
サンポート高松 推進事務所	13			3	16	14			3	17	8			3	11
合計	713	80	70	185	1,048	702	78	67	172	1,019	698	72	71	162	1,003

(注1) 各年度とも4月1日時点

(注2) ①～④の番号による区分は以下のとおりである。

① 正職員（行政職／事務吏員及び技術吏員） ② 正職員（技能職）

③ 嘱託職員

④ 臨時職員

(注3) 組織の変遷

平成 12 年 用地課 → 平成 13 年 土木監理課用地対策室
 平成 12 年 土木監理課技術管理室 → 平成 13 年 技術企画課
 平成 13 年 横断自動車道対策総室 → 平成 14 年 横断自動車道対策課
 平成 13 年 土庄土木事務所 → 平成 14 年 小豆総合事務所
 平成 13 年 観音寺土木事務所 → 平成 14 年 西讃土木事務所

(3) 工事請負契約の実績

県の投資的経費及び土木部の課別及び事務所別工事請負契約金額は、以下のとおりである。

投資的経費推移

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
普通建設事業費	126,394,583	116,733,803	116,387,790
補助事業費	52,602,139	52,620,700	55,696,850
単独事業費	63,609,873	56,449,052	53,633,074
国直轄事業負担金	6,909,161	7,391,220	6,760,357
受託事業費	3,273,410	272,831	297,509
災害復旧事業費	52,318	549,202	181,729
合 計	126,446,901	117,283,005	116,569,519

土木部の課別及び事務所別工事請負契約金額

(単位：千円)

部 署	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
土 木 監 理 課	799,862	—	—
道 路 建 設 課	3,433,285	2,394,256	2,608,843
道 路 保 全 課	1,209,626	472,139	878,724
河 川 砂 防 課	3,014,997	4,010,002	3,253,825
港 湾 課	3,090,559	2,098,087	1,738,095
都 市 計 画 課	304,703	—	370,216
下 水 道 課	889,046	569,682	89,985
建 築 課	5,755,537	6,808,122	3,204,427
住 宅 課	640,548	1,185,461	964,122
横断自動車道対策課	150,451	—	74,970
サンポート高松推進局	3,533,694	791,125	314,345
長尾土木事務所	6,023,147	5,123,685	4,109,202
小豆総合事務所	3,729,178	3,455,356	2,829,902
高松土木事務所	6,935,731	6,152,923	5,662,137
坂出土木事務所	3,867,517	3,346,822	3,920,125
善通寺土木事務所	4,373,156	3,729,342	3,587,270
西讃土木事務所	4,562,119	4,815,193	4,159,447
高松港管理事務所	64,277	72,753	77,150
サンポート高松推進事務所	1,679,001	800,353	543,596
総 計	54,056,444	45,825,309	38,386,388

(注1)当該数値は契約金額の数値であり、期末以後工事金額が変更されているものについては変更後の金額となっている。

(注2)組織名称は平成14年4月1日現在の名称に修正して表示している。

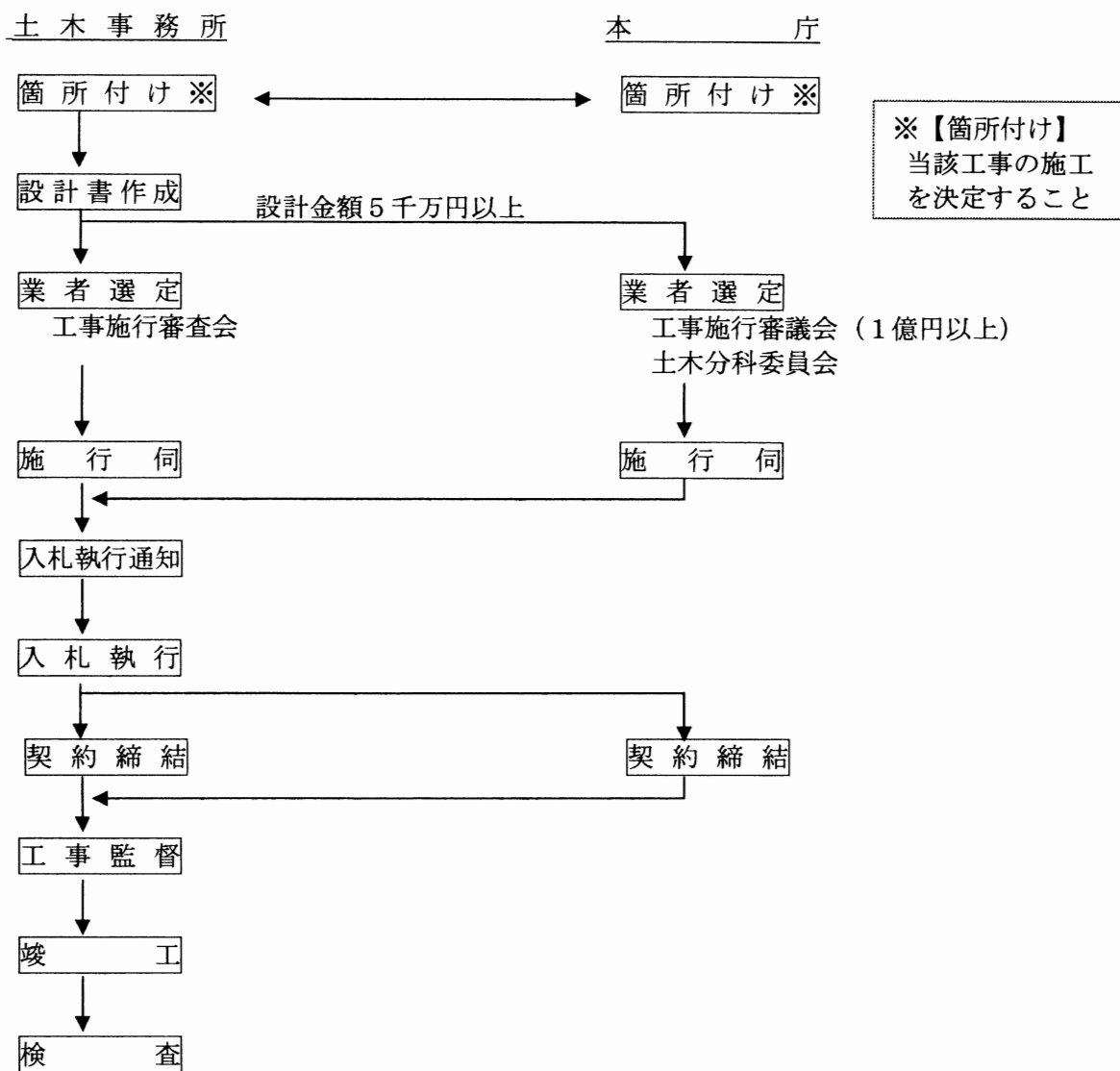
全体的な流れとして、投資的経費の削減に伴い工事費は大幅に削減されてきている。

増減の内容として顕著なものは、香川県の3大プロジェクトといわれた事業の一つである四国横断自動車道（平成15年3月末に香川県部分完成、長尾土木・高松土木他 工事量は徐々に減少）及びサンポート高松総合整備事業（平成16年春グランドオープン予定であり、基盤整備事業がほぼ終了）に関連する動きである。

2. 土木請負工事の概要

(1) 工事施行业務の基本的な流れ

工事施行の手続は、工事の金額等によって発注形態、承認権限、実施機関などが異なり、その概要は以下のとおりである。

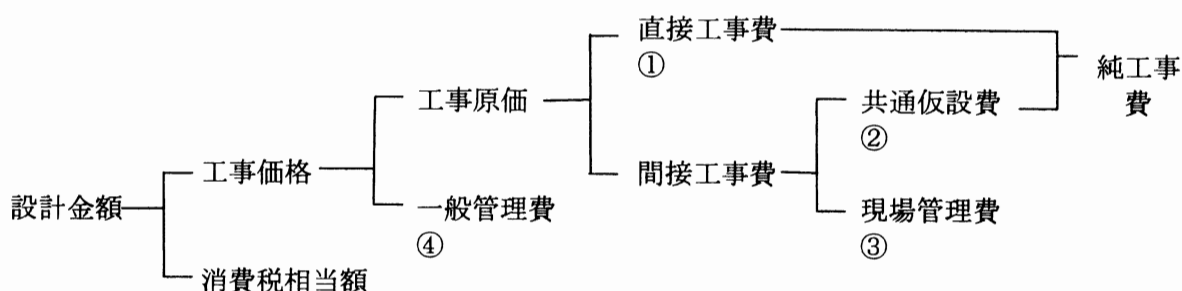


(2) 土木請負工事の工事費設計金額の概要

設計金額とは、県等の発注者が工事の施工場所の地域性、工事の具体的内容などを総合的に判断して、通常当該工事に必要と認められる価格を見積もって算定した金額をいい、この金額を基礎に工事の予定価格が算出される。

県土木部では、工事の積算について、国土交通省が施工合理化調査や諸経費動向調査などの結果により作成した積算基準書（年1回改訂）を参考にして、「土木部工事標準積算基準書」を作成している。

この積算基準書における設計金額の構成は、以下のとおりである。



1) 直接工事費

工事の目的物を作るために直接必要とされる費用で、工種、種別区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算する。下記の道路の植栽工事（植樹工種）の例のように樹木規格、工事の施工規模、作業時間の制約の有無や夜間作業の有無といった工事の作業条件なども加味するものである。

（直接工事費積算の例）

道路において、アメリカフウ（樹木規格：高木幹周 20 cm以上 40 cm未満）を土壌改良材としてバーク堆肥を使用して植樹工事を行った場合の事例を挙げる。

費目	積算内容	アメリカフウ 1 本当たりの積算金額
材料費	アメリカフウの購入価格	43,000 円
	バーク堆肥購入価格	386 円
労務費	労務単価にアメリカフウの施工規模（10本以上 50 本未満）による補正を行った金額 $(15,000+14,000) \times 1/2 \times (1+0.1)=15,950$	15,950 円
直接経費	$(43,000+386+15,950) \times 0.005$	297 円
諸雑費	まるめ	7 円
合計		59,640 円

当該事例では、作業に関する時間的制約や夜間作業がなく、施工場所や供用区間は、標準的な条件のもので、上記以外に労務費の補正の必要はないものであった。

2) 共通仮設費

工事を施工するために必要な準備、安全、営繕等の費用で、運搬費、準備費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費について積算する。

3) 現場管理費

工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費であり、労務管理、外注経費等の費用である。

現場管理費を構成する各費目について積算するか、又は次の現場管理費率を用いて積算する。

$$\text{現場管理費率} = \frac{\text{現場管理費}}{\text{純工事費}}$$

ただし、純工事費＝直接工事費＋共通仮設費

4) 一般管理費等

工事を施工する企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、次の一般管理費等率を用いて積算する。

$$\text{一般管理費等率} = \frac{\text{一般管理費等}}{\text{工事原価}}$$

(3) 各入札・契約方式の手続と流れ

県は、一般競争入札・公募型指名競争入札・工事希望型指名競争入札・指名競争入札・随意契約のいずれかの方式により工事業者を選定して契約を締結する。

各入札・契約方式の内容と事務手続の基本的な流れは、以下のとおりである。

1) 一般競争入札

一般競争入札は、設計金額5億円以上の工事を対象に、入札に参加できる者の資格を公告し、入札参加希望者を広く募り、申請者のうち、その資格を満たす者は全て入札に参加できる方式である。

2) 公募型指名競争入札

公募型指名競争入札は、設計金額1億円以上5億円未満の工事のうち、技術的難易度の高いものを対象に、入札に参加できる者の要件を示し、入札参加希望者を公募のうえ、希望者から提出された技術資料に基づき技術的適性を審査し、指名業者を選定する方式である。

3) 工事希望型指名競争入札

工事希望型指名競争入札は、設計金額1億円以上5億円未満の工事を対象に、有資格者の中から、一定の基準に基づき選定した者を対象に、入札参加希望がある場合に技術資料の提出を求め、技術的適性を審査し、指名業者を選定する方式である。

4) 指名競争入札

指名競争入札は、設計金額1億円未満の工事を対象に、あらかじめ入札参加希望者の資格審査を実施の上、有資格者名簿を作成し、個別工事に応じ、その名簿の中から一定の基準に基づき指名業者を選定する方式である。

5) 随意契約

随意契約は、性質・目的が競争入札に適さない場合等に、競争入札の方法ではなく、任意に選定した特定の者を契約の相手方とする方式である。



(4) 指名競争入札に係る選定業者数について

指名競争入札に係る選定業者数は、建設工事の種類及び設計金額に応じて選定されるが、種類及び設計金額別の選定業者数の基準は、以下のとおりである。

建設工事の種類	設計金額別選定業者数					
	1億円以上	5000万円以上 1億円未満	3000万円以上 5000万円未満	1500万円以上 3000万円未満	700万円以上 1500万円未満	700万円 未満
土木一式 工事	工事希望型 15名以上 公募型※	12名以上	10名以上	8名以上		5名以上
土木一式 工事のうち PC工事、 海上工事	工事希望型 8名以上 公募型※	8名以上		5名以上		
電気工事	工事希望型 12名以上 公募型※	10名以上	8名以上		5名以上	
管工事	工事希望型 12名以上 公募型※	10名以上	8名以上		5名以上	
舗装工事	工事希望型 8名以上 公募型※	8名以上		5名以上		
水道施設 工事	工事希望型 12名以上 公募型※	10名以上	8名以上		5名以上	
その他専門 工事	工事希望型 8名以上 公募型※	8名以上		5名以上		

建設工事の種類	設計金額別選定業者数				
	1億円以上	8000万円以上 1億円未満	6000万円以上 8000万円未満	2000万円以上 6000万円未満	2000万円未満
建築一式 工事	工事希望型 15名以上 公募型※	12名以上	10名以上	8名以上	5名以上

※ 公募型指名競争については、技術審査の結果を踏まえて指名業者を選定する。

(5) 指名競争入札参加資格

1) 等級別の格付制度

業者が入札に参加するためには、県が定期的に行う入札参加資格審査を受け、等級別の格付を受ける必要がある。

業者は、この格付により、工事の設計金額に応じて指名競争入札に参加することができる。

格付は、経営事項審査の結果及び技術力、工事の成績、法令違反その他の事項に基づいた総合点数により、建設工事の種類ごとに、各段階に区分される。

格付に基づく入札参加資格は、以下のとおりである。

建設工事の種類	等級	設計金額
土木一式工事	特 A	5,000 万円以上
	A	3,000 万円以上 1 億円未満
	B	700 万円以上 3,000 万円未満
	C	700 万円未満
建築一式工事	特 A	8,000 万円以上
	A	6,000 万円以上 5 億円未満
	B	2,000 万円以上 6,000 万円未満
	C	2,000 万円未満
電気工事 管工事	特 A	3,500 万円以上
	A	1,500 万円以上 2 億 5,000 万円未満
	B	500 万円以上 1,500 万円未満
	C	500 万円未満
舗装工事	A	200 万円以上
	B	700 万円未満
水道施設工事	A	1,500 万円以上
	B	500 万円以上 1,500 万円未満
	C	500 万円未満
その他工事	A	1,500 万円以上
	B	500 万円以上 1,500 万円未満
	C	500 万円未満
必要があると認められるとき		
土木一式工事のうち プレストレストコンクリート 工事及び海上工事	特 A	700 万円以上
	A	700 万円以上 1 億円未満
	B	700 万円以上 3,000 万円未満
その他工事	A	500 万円以上
	B	5,000 万円未満
	C	1,500 万円未満

2) 平成 13・14 年度における事務所別の等級別格付業者数は、以下のとおりである。

	等級	長尾	小豆	高松	坂出	善通寺	西讃	計
土木一式工事	特A	6	0	16	4	2	8	36
	A	28	19	47	18	28	27	167
	B	30	19	58	35	32	33	207
	C	80	64	241	136	114	122	757
	計	144	102	362	193	176	190	1,167
建築一式工事	特A	0	0	13	2	1	5	21
	A	4	6	31	6	10	6	63
	B	17	12	51	31	30	36	177
	C	17	29	88	38	29	28	229
	計	38	47	183	77	70	75	490
電気工事	特A	0	0	11	1	1	1	14
	A	1	1	28	8	5	4	47
	B	9	3	36	7	5	8	68
	C	15	0	53	22	20	12	122
	計	25	4	128	38	31	25	251
管工事	特A	0	0	8	0	2	1	11
	A	2	5	32	5	8	10	62
	B	31	13	39	23	23	33	162
	C	22	17	68	33	40	45	225
	計	55	35	147	61	73	89	460
舗装工事	A	4	1	12	4	5	5	31
	B	47	28	119	91	53	55	393
	計	51	29	131	95	58	60	424
水道施設工事	A	24	9	40	10	14	24	121
	B	10	10	35	23	15	12	105
	C	52	34	104	82	55	61	388
	計	86	53	179	115	84	97	614

3. 県の取組み

県では、公共工事の入札・契約手続の透明性、競争性、公平性を確保するため、以下のように入札制度を見直す取組みを行っている。

(1) 入札・契約制度の改善

平成6年度以降の入札・契約方式の見直しの経過を図で示すと、以下のとおりである。

	10億円	5億円	3億円	1億円	250万円	
H13.4	一般競争入札		工事希望型指名競争入札 公募型指名競争入札	指名競争入札		随意契約
⇩						
H12.4	一般競争入札		公募型指名競争入札	指名競争入札		随意契約
⇩						
H8.4	一般競争入札	公募型指名競争入札	指名競争入札			随意契約
⇩						
H6.6	一般競争入札	指名競争入札 (比較的大規模工事は公募型指名競争入札を試行)				随意契約
⇩						
H6.4	一般競争入札	指名競争入札				随意契約
⇩						
H6.4以前	指名競争入札					随意契約

最近3年間における入札・契約制度に対して見直した事項は、以下のとおりである。

1) 平成12年度

- ① 一般競争入札の拡大
一般競争入札の対象工事を「10億円以上」から「5億円以上」にまで引き下げた。
- ② 指名競争入札における指名業者選定数の拡大
比較的大規模工事において、指名業者選定数を2～3割程度増加した。
- ③ 発注予定工事情報の公表
1億円以上となることが想定される工事を対象に、工事発注に先立ち、発注予定工事に係る工事概要、発注時期等の情報を、土木監理課・各土木事務所等において掲示するとともに、香川県ホームページを活用し、広く公表することとした。

2) 平成 13 年度

① 新しい入札方式の導入

i) 工事希望型（意向確認型）指名競争入札の導入

一般競争入札を除く 1 億円以上の工事を対象に、入札参加意欲・施工能力の確認を行った上で指名する「工事希望型（意向確認型）指名競争入札」を導入した。

ii) 抽選方式の試行

入札に参加する工区等を抽選により決定する方式を試行することとした。

② 公募型指名競争入札の拡大

従来、3 億円以上 5 億円未満の工事を対象としていたが、1 億円以上までに対象を拡大した。

③ 第三者機関の設置

学識経験者等によって構成する入札監視委員会を設置し、入札・契約状況について第三者によるチェックを受けることとした。

④ 設計金額の事前公表

不正な入札の抑止、積算の妥当性の向上を図るため、設計金額 5,000 万円以上の工事を対象に設計金額の事前公表を行うこととした。

⑤ 工事費内訳書の提出

設計金額の事前公表を実施した工事について、入札者の見積り根拠を明確にし、適正な積算の確保を図るため、入札に際し工事費内訳書の提出を義務付けることとした。

⑥ 指名停止措置の強化

贈賄、独占禁止法違反行為、談合に関連した措置期間の上限及び下限を引き上げるとともに、再犯加重を強化した。

<措置期間（談合関係）>

対象	改正後	改正前	
	刑法談合・独禁法違反	刑法談合	独禁法違反
県発注	9～15 月	3～12 月	3～9 月
県内	9～15 月	2～12 月	2～9 月
県外	9～12 月	1～9 月	1～6 月

<再犯加重>

改正後：5 年以内の再犯について「長期×再犯回数」まで加算可能

改正前：3 年以内の再犯について短期を 2 倍

⑦ 入札参加者資格基準

i) 技術点数の重視

技術点数の算定において、技術力及び工事成績評価のウェートを高め加点評価するとともに、指名停止などの法令違反等の減点幅を大きくした。

ii) ランク別業者数

予算額の推移、工事量、工事規模等に対応したランク別の業者数とした。

iii) 発注標準

ランク別に対応する工事規模を見直し、従来の区分から専門工事を分離した。

⑧ 検査監督体制の強化

i) 技術者、下請けのチェック

工事現場における技術者配置状況や下請業者使用状況を把握し、施工計画とのチェックを行うなど、適正な施工体制の確保を図ることとした。

なお、虚偽の報告等があった場合は、指名停止、営業停止等の措置を講じるとともに、指名に際してマイナス評価を行うこととした。

また、5,000万円以上の工事については、1級土木施工管理技士等を配置するよう指導することとした。

ii) 工事成績の評定

工事成績評定マニュアルを改定し、より客観性の高い評定にするとともに、請負業者に対して評定の結果を通知することとした。

⑨ 入札・契約に関する情報の公表

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、発注見通しに関する事項、入札・契約の過程、契約の内容に関する事項を公表することとした。

3) 平成14年度

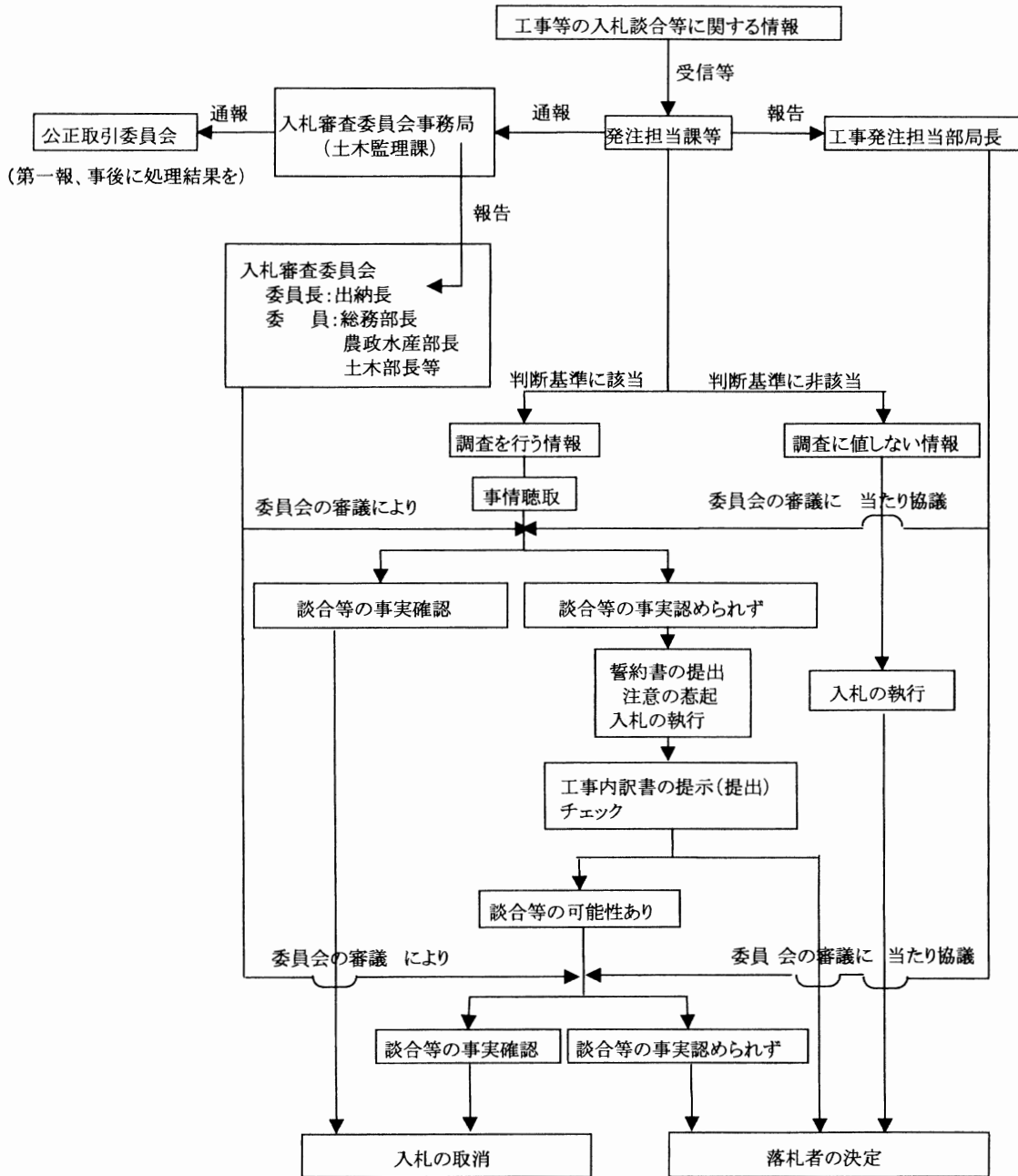
公共工事におけるダンピング（不当廉売）防止と適正な施工による品質確保の徹底を図るため、低入札価格調査制度の基準価格を下回る金額で契約を締結した工事については、前払金の支払割合を請負代金額の1割以内（通常工事は4割以内）に引き下げを試行した。

(2) 入札談合への対応

1) 入札談合情報対応マニュアル

県では、入札談合に関する情報について、入札談合情報対応マニュアルを設け対応している。入札執行前に談合情報を入手した場合の手続きは、以下のとおりである。

「入札談合情報対応マニュアル」対応フロー図



2) 談合情報の状況

最近の3年間における談合情報の対応（事情聴取）状況は、次のとおりである。

年度	情報件数	対応件数 (うち入札取消)	不対応件数
平成12年度	9件 8工事	7工事 (1工事)	1工事
平成13年度	13件 12工事	11工事 (4工事)	1工事
平成14年度	15件 14工事	14工事 (2工事)	—

(3) 香川県入札監視委員会の設置

「公共工事入札契約適正化法」の趣旨を踏まえ、県発注工事の入札・契約手続における透明性、競争性、公正性の確保を図るため、第三者機関として入札監視委員会を設置している。

入札監視委員会の概要は、以下のとおりである。

1) 委員会の構成

5名（学識経験等を有する者の中から知事が委嘱）

2) 任期

2年（再任可）

3) 開催頻度

年3回（5月、9月、1月）実施

平成14年度の開催実績

第1回入札監視委員会（平成14年5月30日開催）

第2回入札監視委員会（平成14年9月20日開催）

第3回入札監視委員会（平成15年2月6日開催）

4) 委員会の事務

① 県が発注した工事に関し、入札・契約手続の運用状況等について報告を受けること。

② 県が発注した工事のうち、委員会が抽出したのものに関し、入札参加資格の設定及び指名競争入札に係る指名選定方法等について審議を行い、意見の具申を行うこと。

③ 一般競争入札及び公募型指名競争入札・契約手続に係る再苦情処理を行うこと。

5) 抽出事案の審議

① 抽出件数 概ね5件（1会議当たり）

② 審議の対象範囲 全発注部局（予定価格250万円超）

6) 会議

会議は非公開、議事の概要は公開

(4) 低入札価格調査制度

1) 競争入札における落札者決定の原則

競争入札の公正性を保証するため、原則として、予定価格の範囲内での最低価格申込者を自動的に落札者として決定する。ただし、ダンピングを防止し、契約内容に適合した履行の確保を目的として、次の2つの制度が設けられている。

2) 最低制限価格制度

最低制限価格制度とは、5,000万円未満の工事の競争入札に適用されるもので、入札における落札金額を決めるときの下限金額をいい、予定価格を基準として決定される。入札価格がたとえ予定価格内であってもこの最低制限価格を下回った場合は、当該工事の適正な履行ができないと判断し、一律に失格とする制度である。なお、この最低制限価格を設けた場合は、入札執行前に入札条項として入札参加者に周知される。

3) 低入札価格調査制度

低入札価格調査制度とは、5,000万円以上の工事の競争入札に適用されるもので、最低入札価格が契約内容に定められた施工が実行できない恐れがあるほど低い金額である場合に、積算内容等の調査を行い、合理性があると認められた場合に落札価格とする制度をいう。

平成14年度における低入札価格調査対象工事の状況は、以下のとおりである。

なお、土木部では、これまで低入札価格調査の対象となった入札で承認されなかったものはない。

No.	工事名	入札方式	業種	*各価額とも税抜			結果
				予定価格 (円)	入札金額 (円)	落札率 %	
1	道路改築工事	通常指名	土木一式	65,640,000	42,670,000	65.0	承認
2	通常砂防工事	〃	土木一式	87,180,000	58,000,000	66.5	承認
3	地方港湾改修工事	公募型	土木一式 鋼構造物	158,800,000	127,000,000	80.0	承認
4	河川改修・橋梁架替 合併工事	〃	鋼構造物	210,600,000	147,000,000	69.8	承認
5	通常砂防工事	通常指名	土木一式	90,120,000	52,470,000	58.2	承認
6	エレベーター棟設置工事	希望型	建築一式	105,900,000	56,000,000	52.9	承認
7	通常砂防工事	通常指名	土木一式	93,180,000	55,500,000	59.6	承認
8	通常砂防工事	〃	土木一式	89,780,000	50,850,000	56.6	承認
9	環境整備工事	〃	土木一式	69,960,000	48,480,000	69.3	承認
10	道路整備工事	希望型	土木一式	177,060,000	122,000,000	68.9	承認
11	道路特殊改良第一種工事	通常指名	土木一式	61,680,000	42,450,000	68.8	承認
12	道路特殊改良第一種工事	〃	土木一式	76,980,000	42,600,000	55.3	承認

(5) コスト縮減の取組み

県では、厳しい財政事情の下、限られた財源を有効に活用し、効率的な公共事業の執行により、必要な社会資本の整備を着実に進めるために、「香川県公共工事コスト縮減取組み指針」（以下「取組み指針」という。）を定め、コストの縮減に努めている。平成 13 年度には縮減率で 10.5%、縮減額で約 78 億円を達成したとされている。

平成 13 年度までの縮減実績

年 度	工事額	縮減率※	縮減額※
平成 9 年度	1,083 億円	2.4%	26.7 億円
平成 10 年度	1,024 億円	5.1%	54.2 億円
平成 11 年度	1,015 億円	9.3%	102.4 億円
平成 12 年度	828 億円	9.4%	84.6 億円
平成 13 年度	678 億円	10.5%	78.1 億円

※平成 8 年度における工法を基準としてコスト縮減額・縮減率を算定したものである。

県の 13 年度の部署別のコスト縮減額

(単位：千円)

部署名	対象工事費	コスト縮減額		
		直接計	間接 1	合計
総務部	418,906	10,586	9,000	19,586
企画部	1,667,731	318,330	40,000	358,330
生活環境部	1,050,942	60,388	22,000	82,388
健康福祉部	3,923,412	300,497	84,000	384,497
商工労働部	130,027	1,971	3,000	4,971
農林水産部	8,493,193	793,251	186,000	979,251
土木部	45,864,933	4,161,389	1,000,000	5,161,389
水道局	2,921,756	330,057	65,000	395,057
警察本部	1,489,726	191,762	34,000	225,762
教育委員会	1,834,545	161,798	40,000	201,798
香川県合計	67,795,171	6,330,029	1,483,000	7,813,029
コスト縮減率		直接的施策の 縮減率 8.5%	間接的施策の 縮減率 2.0%	縮減率計 10.5%

1) コスト縮減の取組みの指針

①国の取組み

国においては、平成 12 年に策定された「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」（以下「新行動指針」という。）に基づいて公共工事のコスト縮減施策を進めている。これは、平成 9 年以降「公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」を策定し施策を推進してきたことを踏まえ、今後引き続き、地方、民間の主体的な取組みを含めて各省庁が一致協力して総合的に公共工事のコスト縮減に取り組むこととし、平成 13 年度以降の新たな行動指針として策定されたものである。

②県の方針

このような国の取組みと歩調を合わせる形で、県においては、平成 13 年に策定された取組み指針に基づいて、公共工事のコスト縮減に取り組んでいる。

取組み指針は、国の新行動指針及び各省庁の定める新行動計画を参考に策定したものである。取組み指針において、県のこれまでのコスト縮減への取組み、新取組み指針の考え方、実施期間及び対象が明らかにされている。

以下、取組み指針を引用する。

③これまでの取組みと課題の設定

県では「香川県公共工事コスト縮減行動計画」（以下「県行動計画」という。）を策定し、コスト縮減施策を推進してきた。この結果について、「県行動計画に基づく平成 9 年度から平成 11 年度の 3 年間の取組みにおいては、価格に影響を及ぼす様々な要因について改革が進み、平成 12 年 9 月に行ったコスト縮減のフォローアップの結果によれば、平成 11 年度までのコスト縮減率は 9.3%となっており、県行動計画において掲げた数値目標をほぼ達成したところである。」としている。

その上で、「このような現状を踏まえ、現下の状況を鑑みるに、依然として厳しい財政事情の下で引き続き社会資本整備を着実に進めていくことが要請されており、また、これまで実施してきたコスト縮減施策の定着を図ることや新たなコスト縮減施策を進めていくことが重要な課題となっている。また、平成 11 年 3 月に策定した「香川県新行政改革大綱」（以下「大綱」という。）においても公共工事のコスト縮減は、具体的な方策の一つとして位置付けられており、さらなるコスト縮減施策に取り組む必要がある。」としている。

このため、今後に向けては、工事コストの低減に加え、工事の時間的コストの低減、工事における品質の向上によるライフサイクルコストの低減等についても取組み、総合的なコスト縮減を図ることとし、国の新行動指針の策定を踏まえ、平成 13 年度以降の取組み指針を策定した。

④取組み指針の実施期間、目標及び対象

取組み指針の実施期間、目標及び対象として

- ・実施期間は平成 13 年度から平成 20 年度までとする。
 - ・コスト縮減の数値目標については、諸施策の効果が必ずしも数値で表わせるものばかりではないため設定しない。
 - ・用地取得に係るコストは対象としない。
- としている。

以上のような現状認識と課題設定を受けて、「取組み指針」においては、工事コストの低減のほか、工事の時間的コストの低減、施設の品質の向上によるライフサイクルコストの低減、工事における社会的コストの低減及び工事の効率性向上による長期的コストの低減を基本的な視点として、公共工事に関する様々な要素について各種（5 分野 30 施策 201 項目）の施策を実施するものとし、これらの施策効果により公共工事に関する総合的なコスト縮減を目指すこととされている。

第1分野	工事コストの低減 (19施策127項目)	平成9年度から11年度の3年間の取り組みと同様に、工事の計画・設計等の見直し、工事の発注の効率化、工事構成要素のコスト低減等の施策を講じることにより、工事コストの着実な低減を図る。
第2分野	工事の時間的コストの低減 (1施策5項目)	事業箇所の集中化、新技術を活用した工事期間の短縮等により、工事の時間的コストの低減を図る。
第3分野	ライフサイクルコストの低減 (3施策26項目)	施設の長寿命化、省資源・省エネルギー化や環境調和型への転換を進めるなど、施設の品質の向上を図ることにより、ライフサイクルを通じてのコスト低減や環境に関するコスト低減を図る。
第4分野	工事における社会的コストの低減 (4施策24項目)	工事における建設副産物対策の推進や環境改善策による環境負荷の低減、工事に伴う交通渋滞緩和、工事における事故の減少等を通じて社会的なコストの低減を図る。
第5分野	工事の効率性向上による長期的コストの低減 (3施策19項目)	工事に関する規制改革、工事情報の電子化の推進や新技術の採用の促進等により、工事の効率性を高めるとともに、建設業の生産性向上を促し、長期的なコストの低減を図る。

⑤評価

「取組み指針」の実施結果について、「取組み指針の実施状況は、香川県公共工事コスト縮減対策連絡調整会議においてフォローアップする。フォローアップに当たっては、取組み指針に示した各施策について、工事の実施状況を検証し、それらによる公共工事のコスト縮減の実績について評価する。また、この評価を踏まえて追加的な施策の実施についても検討する。一方、評価の検証方法についても、今後検討していく。」とされている。

コスト縮減の実績については、県として公表するとともに国に対しても報告している。

2) コスト縮減の取組み及び実績集計方法

コスト縮減の具体的な取組み手順は、以下のとおりである。

①コスト縮減の取組み

コスト縮減は、設計時点でコスト縮減のための施策を織り込むことによって行うことができる。設計は、主に建設コンサルタントに委託しているが、建設コンサルタントの設計案を基に監督員を含め事務所でコスト縮減を行うための意見を出し、協議することで、コスト縮減を行っている。

施工段階においても、工事情報等に留意しながら、例えば建設副産物のうち残土処理を工夫するなどしてコスト縮減を行うことができる。

これらについて、監督員が当初の積算段階でコスト縮減額を算定し、個票にまとめ、その個票を各部で集計し、土木部技術企画課に報告している。技術企画課は、その取りまとめを行い、公表を行っている。

②県の集計方法

公共工事のコスト縮減は、様々な側面があるが、国及び香川県では以下のとおりに分類して集計している。

国のコスト縮減の内訳の定義		県の算定方法
直接1	個別工事ごとに金額ベースで把握した縮減効果	設計金額ベースで縮減額を算定する。 間接3についても一部直接1に含める。
直接2	直接的な施策についてマクロ的なモデルにより把握した縮減効果	国土交通省の推計率を使用する。
間接1	物価変動をベースにしたマクロ的算定方法による縮減効果	国土交通省の推計率を使用する。 (平成13年度は一律2.0%)
間接2	間接1に含まれない間接的縮減効果 (特定の資材や機械に特別な施策を講じ、その効果量を把握できる場合等)	内容が不明確なため県としては計上せず、国も計上していない。
間接3	間接的施策のうち個別工事ごとに金額ベースで把握した縮減効果 (副産物の利用、港湾工事における船舶の共同利用、超大型工事における資材調達等)	一部直接1に含める。

県では、ほぼ国の方法に準拠した形で集計が行われている。なお、コスト縮減額の集計の対象は、効果が金額で算定できる第1分野のみである。第2～第4分野については、取組みを実施した工事の件数のみを集計している。

Ⅱ. 監査の結果及び意見

1. サンプル調査の概要と調査結果

平成 14 年度に契約した請負工事から、下記の抽出基準に基づきサンプルを抽出し調査を行った。

(1) 抽出の基準

- 1) 一般競争入札より 1 件
- 2) 公募型指名競争入札より 1 件
- 3) 工事希望型指名競争入札より 1 件
- 4) 工事の契約金額の変更率が 30%以上の工事全件
- 5) 工事契約金額の変更により契約金額を 5,000 万円以上に変更した工事全件
- 6) 入札予定価格に対する落札価格の比率である落札率が 99.5%以上の工事全件
- 7) 契約金額 250 万円以上の大口の随意契約工事全件
- 8) 工期変更工事に関して、変更日数が 187 日（半年）以上の工事契約全件
- 9) 低入札価格調査制度の調査対象となった工事全件

(2) サンプルの概要

(単位：件数)

部署名 抽出基準	本庁 (注 1)	サポ-ト 高松推 進事務 所	坂出 土木 事務所	善通 寺土 木事 務所	高松 土木 事務所	西讃 土木 事務所	長尾 土木 事務所	小豆総 合事務 所
1. 一般競争入札	1	0	0	0	0	0	0	0
2. 公募型指名競争入札	1	0	0	0	0	0	0	0
3. 工事希望型指名競争入札	1	0	0	0	0	0	0	0
4. 変更率の大きい先 (30%以上)								
①指名競争入札	0	1	1	0	8	2	6	8
②随意契約	0	0	0	0	1	7	10	5
5. 変更により 5,000 万円以上に変更 した先								
指名競争入札	2	0	4	0	1	0	1	1
6. 落札率の大きい先 (99.5%以上)								
指名競争入札	8	0	10	12	2	10	10	2
7. 随意契約の大口先 (250 万円以上)	3	3	0	4	2	6	5	4
8. 工期変更 (187 日以上)	10	0	10	5	4	3	5	6
合 計	26	4	25	21	18	28	37	26

(注 1) 道路建設課、河川砂防課、港湾課、建築課、都市計画課

(注 2) 上記のほか「低入札価格調査制度による調査対象工事」については、全件抽出。

なお、次の農林水産部所管の工事について、土木部の公共工事を検証するため、サンプル調査を行い参照した。

抽出基準	部署名	農林水産部
1. 変更率の大きい先 (30%程度以上) 指名競争入札		6
2. 変更により 5,000 万円以上に変更した先 指名競争入札		1
3. 工期変更 (187 日以上)		1
合 計		8

(3) 調査内容

調査は、本庁、各土木事務所及び小豆総合事務所で、抽出したサンプルの工事の概要の説明を受け、その上で、契約書、変更理由書、随意契約の理由書、入札結果一覧表及び低入札価格調査に係る調査関係書類を閲覧して、香川県建設工事執行規則、香川県積算基準書などに準拠しているかという法規性の観点から調査した。

さらに、この法規性の観点だけでなく、公共工事コストのさらなる削減に向けた経済性及び事務手続をさらに簡素化できないかという効率性の観点から、下記の手続を実施した。

- 1) 工事の契約金額の変更は、適切な理由に基づいているかどうか。
- 2) 工事の契約金額の変更に関する決裁権限は、意味のないものになっていないかどうか。
- 3) 落札率の高い工事は、競争原理が働いているかどうか。
- 4) 随意契約の理由は適切か。
- 5) 工期変更に関して、発注段階での工期設定に問題はないか。さらに、工期延長に伴い不必要な事務手続が発生していないか。
- 6) 低入札価格調査対象工事について、積算内容は適切か。

(4) 調査の結果

抽出したサンプル工事について、調査した範囲では、事務手続上の法令・規則に違反しているものは見受けられなかった。

その他調査を通して判明した事項は以下のとおりである。

1) 積算における直接工事費の設計単価について

①設計単価の決め方（設計労務単価や資材単価の設定方法について）

県が定める予定価格が妥当であるためには、その算出の基礎になる設計金額を算定する際に使用する資材単価や労務単価が、市況を十分に反映したものでなければならない。

労務単価については、農林水産省及び国土交通省が所管する公共工事について、地方公共団体の協力も得て、毎年定期的に「公共事業労務費調査」を実施し、これに基づいて、国が単価設定しており、県もこれを使用している。

具体的な調査方法は、それぞれの機関において実施されている公共工事の中で調査対象工事を抽出し、その工事に従事した建設労働者に対して実際に支払われた業種別の賃金に

について、雇用者に設置と調製を義務付けられている賃金台帳や健康保険等の関係書類を参考にその実態を調査するものである。

生コンクリートなどの資材単価については、基本的に（財）経済調査会及び（財）建設物価調査会が独自調査の結果を発刊している資材価格情報誌の価格を利用するほか、より細分化した地区ごとの価格などの追加調査を、両調査会間で競争入札により決定した調査会に委託して「建設資材単価調査」を行い設定しており、年2回の更新がなされている。また、年度途中で単価設定する必要が生じた資材については、その都度、「建設資材特別調査」により、資材単価を設定している。具体的な調査方法は、調査対象資材の取扱高が大きく、信頼度の高い事業所（メーカー、商社、問屋、特約店など）を販売エリア、シェア等のデータを参考にして地域の母集団を代表する事業所として選定し、その事業者における大口需要者に対する価格の実態と関連する諸事項を調査するものである。

また、汎用性の低い特殊な資材（例：エレベーター（後述））については、県独自で見積りなどによる市場価格調査を行って資材単価を設定している。

②汎用性の高い資材単価の妥当性について（意見）

県が設定している設計単価が、市場の実勢価格と乖離していると思われるものがあり、それらの内容は次のとおりである。

i) 積算単価が実勢と乖離している事例

平成14年度における低入札調査対象工事の一覧は、概要に記載のとおりであるが、これらについて県の設計金額と業者の見積価格の差異内容を見ると、主に、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費といった諸経費による差と、直接工事費については、コンクリート資材単価の差が顕著であった。

コンクリートの資材単価については、全件において、業者の見積単価が県の設計単価を大きく下回っており、その内容と低価格で積算できる理由は、以下のとおりである。

平成14年度低入札価格調査対象工事一覧

No.	工事名	生コン量 (m ³)	県単価 (円)	業者単価 (円)	単価比	業者が低価格で積算できる理由
1	道路改築工事	245	11,600	9,200	79%	・兄弟会社から安価で購入できるため
2	通常砂防工事	2,820	11,600	9,000	78%	・長年取引のある業者から特別安価で購入できるため
3	地方港湾改修工事	107 14	13,300 11,900	10,600 8,400	80% 71%	・子会社より安価で購入できるため
4	河川改修・橋梁架替 合併工事	284 32 73	12,641 12,780 13,660	11,895 7,735 8,385	94% 61% 61%	・差異のトータル金額が僅少のため、理由調査なし
5	通常砂防工事	2,860	14,600	13,000	89%	・長年取引のある業者から特別安価で購入できるため
6	エレベーター棟設置工事	1式(コンクリート工事)	190,440	173,000	91%	・長年取引のある業者から特別安価で購入できるため
7	通常砂防工事	3,327	11,600	8,300	72%	・長年取引のある業者から特別安価で購入できるため ・本工事のコンクリート量が大量であるため、特別安価で購入できるため
8	通常砂防工事	2,864	14,600	11,400	78%	・長年取引のある業者から特別安価で購入できるため ・本工事のコンクリート量が大量であるため、特別安価で購入できるため
9	環境整備工事	578	9,700	8,000	82%	・長年取引のある業者から特別安価で購入できるため
10	道路整備工事	2,145	10,100	8,200	81%	・長年取引のある業者から特別安価で購入できるため
11	道路特殊改良第一種工事	543 169	15,000 15,500	12,000 12,400	80% 80%	・関連会社から安価で購入できるため
12	道路特殊改良第一種工事	545 16	14,600 15,000	10,000 10,500	68% 70%	・メーカーの価格競争により低価格で購入できるため (購入先とははじめての取引である)

業者が低価格で入札できる理由をグループ別にまとめると、次のとおりである。
(複数回答あり)

- ① 兄弟会社等関連企業から安価で購入できる・・・3件
- ② 長年の取引先から安価で購入できる・・・7件
- ③ メーカーの価格競争により低価格で購入できる・・・1件
- ④ 本工事のコンクリート量が大量であるため安価で購入できる・・・2件

県は、業者が低価格で入札できる理由が、すべて当該業者の特殊な事情によるものであり、他の一般業者には当てはまらないため、あくまで県の設計単価は市場の実勢を反映しているものと考えている。しかし、①のような「関連企業からの購入のため」(3件)との理由であれば、特殊事情ともいえるが、②の「長年の取引先からの購入のため」(7件)というのは、一般的な建設業者であれば、コンクリートメーカーと恒常的に取引しているのが普通であり、当該業者だけの特殊事情とは考えにくい。県の設計単価は、設立後間もない業者を基準に設定する訳ではなく、「②積算単価の決め方」の項でも述べているように、調査対象資材の取扱高が大きく、信頼度の高い事業者を対象に市場価格を調査して設定するものであり、②のような「長年の取引先からの購入のため」による低価格の達成は例外ではないはずである。更に、③のように、「メーカーの価格競争により低価格で購入できる」という県の設計単価と実勢価格との乖離を直接表現している調査結果も1件出ている。

また、低入札価格調査対象工事のNo.8「通常砂防工事」については、安価で見積もれる理由として、「長年の取引先からの購入のため」及び「本工事のコンクリート量が大量であるため」を挙げているが、これを落札した業者は、平成13年度にも同規格のコンクリートを使用する同種工事を落札しており、両年度の工事における当該業者のコンクリート見積単価(生コン資材の購入価格に一定の労務歩掛を乗じている)を比較してみると、以下のとおり相当な差が生じている。

コンクリート(規格:18-5-40(高炉B))

年度	工事名	生コン量 (m ³)	県単価 (円)	業者見積 単価(円)	単価比
13年度	通常砂防工事	2,220	17,731	15,920	90%
14年度	通常砂防工事	2,816	17,712	13,808	78%
15年度	—	—	17,543	—	—

上記のとおり、当該業者の平成14年度の見積単価は平成13年度のそれよりも1m³当たりコンクリートで2,112円安くなっている。これは平成13年度においては通常の見積単価で、平成14年度の単価は当該業者が低入札価格でこの工事を採るために努力した結果であると考えられる。しかし、平成13年度の県の設計単価は、業者の通常取引単価と思われる単価より1,811円高いという結果となっている。

県が独自に単価調査を行うのは、経済性や効率性の面から困難であると思われるが、調査会の調査結果のみでなく、低入札価格調査により得られた業者の積算単価等を考慮して、これを補正していくことも考えるべきである。

ii) 資材使用量に応じた単価設定について

現在、県におけるコンクリートの設計単価は、その使用量に関わらず、同じ単価を設定している。

しかし、同一資材の発注量が多ければ購入単価が安くなるのが通常であり、また、上記の平成 14 年度低入札価格調査の結果においても、2 件の業者が当工事のコンクリートの発注量が大量であるために、県の設計単価より相当安価で購入できる旨を記している。

県においては、このように発注量により購入単価が異なる性質を考慮し、例えば棒鋼であれば 5 トン未満と 5 トン以上に、火薬類であれば小口と大口に区分するなどして、設計単価を設定している。コンクリートについても、これらと同様に、発注量に応じた設計単価を設定すべき資材であると考ええる。

以上の i) 及び ii) の事実から、現在のコンクリートの県単価は市場の実勢価格より相当高いのではないかと考える。これに対処するため、市場価格調査委託業者のみに頼らず、県独自でも実勢価格を把握する努力を行い、県単価を実勢価格に近づけるべきである。

県土木部では、低入札価格調査の目的は、ダンピングの防止及び契約内容に適合した履行が確保できるか否かを判断することであり、県の設計単価の妥当性を検証するためのものではないとしているが、実勢単価を把握する方策としては、市場価格調査委託先から入手できるデータのほかに、低入札価格調査により得られる、落札業者の資材見積価格を参考にすることも一案と考える。低入札価格調査により、県の設計単価が妥当でないと考えられる結果が生じた場合には、設計単価の見直しを検討するべきである。

また、特に発注量に応じて購入単価が異なると考えられる資材については、取引量により単価を区分するなどの手法を検討すべきである。

iii) 積算単価を見直した事例

県農林水産部における平成 14 年度の低入札価格調査対象工事について、調査資料の閲覧及び関係部課へのヒアリングを行ったところ、直接費において、県の設計単価と業者の見積単価との乖離が著しかったものについて、平成 15 年度の設計単価の見直しが行われた事例があった。

当該見直し事例の内容は、以下のとおりである。

(単位：円)

工事名	設計金額(A)	契約金額(B)	差額 (A)-(B)	落札率
増殖場造成工事	62,081,250	38,955,000	23,126,250	63.38%

当該工事の設計金額と見積りの差額のうち、直接費によるものは 9,514,500 円であるが、そのうち 2,256,408 円が、「SSR21 礁の組立」による直接費の差異であった。

当該「SSR21 礁の組立」について、農林水産部において、以前よりその積算歩掛が組立の難易度を反映していないのではないかと疑問をもっていた。

農林水産部が採用している積算歩掛は、漁港漁場関係工事積算基準（水産庁漁港漁場整備部）により全国的に設定されているものであるが、全国の漁港漁場関係担当者による積算施工技術部会により定期的に協議が行われている。そこで、県農林水産部より当部会に「SSR21 礁の組立」の歩掛について問題提起を行い、協議したところ、「組立て」より「取付け」と見なした方が妥当であるとし、あらためてメーカー見積による歩掛を検討すべきであるとの結論を得た。そこで施工実態に合った歩掛をメーカーに調査させ、平成 15 年度よりこの歩掛を採用することとなった。その結果、SSR21 礁については、1 基当たりの組立費が約 33%削減されることとなった。

当該ケースのように、常日頃の業務において、県の設計単価の妥当性に問題意識を持ち、積極的にこのような部会に問題提起をするなどして、設計単価を市場の実勢価格に適合させる努力が必要であると考ええる。

③汎用性の低い資材の積算単価の設定について（意見）

低入札価格対象工事No. 6（前項 平成 14 年度低入札価格調査対象工事一覧表参照）エレベーター棟設置工事の主たる資材であるエレベーターは、設計価格の決め方における汎用性の低い特殊な資材であり、県独自で市場価格の調査を行い、資材価格を設定しなければならないものである。

この資材価格は、市場 3 社から見積書を入手し、その最低価格に 70%を乗じて算定される。

県は、調査の対象として、エレベーターメーカー及び商社の中から X 社、Y 社、Z 社の 3 社に見積書を提出してもらい（下表のとおり）、最低価格である X 社の 44,850,000 円に 70%を乗じ、設計金額を 31,300,000 円と算定した。

（単位：円）

（見積）	X 社	Y 社	Z 社
エレベーター	44,850,000	52,480,000	58,710,000

しかし、当該工事を低入札価格で落札した建設業者の見積内容を調査した結果、エレベーターの購入先は県が価格調査の対象とした Y 社であり、落札者の購入予定価格は 12,500,000 円と、県が調査した際に入手した Y 社の見積価格 52,480,000 円の 24%と大幅に乖離していた。

設計図等に基づき、見積書の提出を依頼した場合、通常は定価に近い価格が提出される傾向にあると思われ、県においてもそれを考慮し、最低見積価格に 70%を乗じた価格を設計価格としているが、結果的には市場単価とかけ離れたものとなっている。

これは、市場価格調査の結果が、実勢販売価格を表していないことによるものであり、調査を行うに当たり、例えば、値崩れを起こしていないか、値引率の高いものかどうかなど当該資材を扱う業界の動向等を考慮に入れるなど、有効な実勢販売価格調査方法を検討し、実勢販売価格に応じた積算単価を設定する必要がある。

2) 積算における諸経費について

①諸経費の算定について

積算における諸経費（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費）は、基本的に直接工事費に下記のような一定率（諸経費率）を乗じることにより算出される。諸経費率は、国が公共工事について毎年度定期的に「諸経費動向調査」を実施し、これに基づいて諸経費率の設定、見直しを行っており、県もこれを使用している。

但し、共通仮設費のうち、個々の工事で積み上げ積算することが適切な費用については、率計算の対象外とし、別途に積み上げて積算している。

(単位：円)

土木・道路改良工事		土地改良・農道工事		森林・道路工事	
共通仮設費率		共通仮設費率		共通仮設費率	
$kr=A \cdot P^b$		$kr=A \cdot P^b$		$kr=A \cdot P^b$	
kr	共通仮設費率	kr	共通仮設費率	kr	共通仮設費率
P	対象額	P	対象額	P	対象額
A	変数値	A	変数値	A	変数値
b	変数値(べき乗)	b	変数値(べき乗)	b	変数値(べき乗)
600万円まで	20.88	300万円まで	15.89	600万円まで	20.88
A	1156.5	A	280.6	A	1156.5
b	-0.2572	b	-0.1925	b	-0.2572
10億円を超える	5.6	10億円を超える	5.2	10億円を超える	5.6
1,000,000	20.88	1,000,000	15.89	1,000,000	20.88
3,000,000	20.88	3,000,000	15.89	3,000,000	20.88
5,000,000	20.88	5,000,000	14.41	5,000,000	20.88
6,000,000	20.88	6,000,000	13.91	6,000,000	20.88
10,000,000	18.31	10,000,000	12.61	10,000,000	18.31
50,000,000	12.11	50,000,000	9.25	50,000,000	12.11
100,000,000	10.13	100,000,000	8.09	100,000,000	10.13
150,000,000	9.13	150,000,000	7.48	150,000,000	9.13
200,000,000	8.47	200,000,000	7.08	200,000,000	8.47
1,000,000,000	5.60	1,000,000,000	5.20	1,000,000,000	5.60
現場管理費率		現場管理費率		現場管理費率	
$J0=A \cdot Np^b$		$Y=a \cdot X^b$		$J0=A \cdot Np^b$	
J0	現場管理費率	Y	現場管理費率	J0	現場管理費率
Np	純工事費	X	対象金額	Np	純工事費
A	変数値	a	変数値	A	変数値
b	変数値(べき乗)	b	変数値(べき乗)	b	変数値(べき乗)
700万円まで	25.25	300万円まで	25.47	700万円まで	25.25
A	70.9	A	45.1	A	70.9
b	-0.0655	b	-0.0383	b	-0.0655
10億円を超える	18.25	10億円を超える	20.39	10億円を超える	18.25
1,000,000	25.25	1,000,000	25.47	1,000,000	25.25
3,000,000	25.25	3,000,000	25.47	3,000,000	25.25
5,000,000	25.25	5,000,000	24.98	5,000,000	25.25
7,000,000	25.25	7,000,000	24.66	7,000,000	25.25
10,000,000	24.67	10,000,000	24.33	10,000,000	24.67
50,000,000	22.20	50,000,000	22.87	50,000,000	22.20
100,000,000	21.22	100,000,000	22.27	100,000,000	21.22
150,000,000	20.66	150,000,000	21.93	150,000,000	20.66
200,000,000	20.27	200,000,000	21.69	200,000,000	20.27
1,000,000,000	18.25	1,000,000,000	20.39	1,000,000,000	18.25
一般管理費等率		一般管理費等率		一般管理費等率	
$Gp=-2.57651 \log Cp+31.63531$		$Yp=-2.57651 \log Xp+31.63531$		$Gp=-2.57651 \log Cp+31.63531$	
Gp	一般管理費等率	Yp	一般管理費等率	Gp	一般管理費等率
Cp	工事原価	Xp	工事原価	Cp	工事原価
500万円以下	14.38	500万円以下	14.38	500万円以下	14.38
30億円を超える	7.22	30億円を超える	7.22	30億円を超える	7.22
1,000,000	14.38	1,000,000	14.38	1,000,000	14.38
5,000,000	14.38	5,000,000	14.38	5,000,000	14.38
10,000,000	13.60	10,000,000	13.60	10,000,000	13.60
50,000,000	11.80	50,000,000	11.80	50,000,000	11.80
100,000,000	11.02	100,000,000	11.02	100,000,000	11.02
150,000,000	10.57	150,000,000	10.57	150,000,000	10.57
200,000,000	10.25	200,000,000	10.25	200,000,000	10.25
1,000,000,000	8.45	1,000,000,000	8.45	1,000,000,000	8.45
3,000,000,000	7.22	3,000,000,000	7.22	3,000,000,000	7.22

例えば、直接工事費が、1,000,000円、100,000,000円を想定し、①土木・道路改良工事、②土地改良・農道工事、③森林・林道工事の場合について諸経費を試算すると、以下のようなになる。

(例)

i) 直接工事費 1,000,000円の場合

(単位：円)

		計算式	土木・道路改良	土地改良・農道	森林・林道
直接工事費		①	1,000,000	1,000,000	1,000,000
諸経費	共通仮設費	②=①×率	208,800 (率=20.88%)	158,900 (率=15.89%)	208,800 (率=20.88%)
	現場管理費	③=(①+②)×率	305,222 (率=25.25%)	295,171 (率=25.47%)	305,222 (率=25.25%)
	(工事原価)	④=①+②+③	(1,514,022)	(1,454,071)	(1,514,022)
	一般管理費	⑤=④×率	217,716 (率=14.38%)	209,095 (率=14.38%)	217,716 (率=14.38%)
工事価格		⑥=④+⑤	1,731,738	1,663,166	1,731,738
消費税		⑦=⑥×5%	86,586	83,158	86,586
設計金額		⑥+⑦	1,818,324	1,746,324	1,818,324

ii) 直接工事費 100,000,000円の場合

(単位：円)

		計算式	土木・道路改良	土地改良・農道	森林・林道
直接工事費		①	100,000,000	100,000,000	100,000,000
諸経費	共通仮設費	②=①×率	10,130,000 (率=10.13%)	8,090,000 (率=8.09%)	10,130,000 (率=10.13%)
	現場管理費	③=(①+②)×率	23,215,404 (率=21.08%)	24,006,789 (率=22.21%)	23,215,404 (率=21.08%)
	(工事原価)	④=①+②+③	(133,345,404)	(132,096,789)	(133,345,404)
	一般管理費	⑤=④×率	14,267,958 (率=10.70%)	14,147,566 (率=10.71%)	14,267,958 (率=10.70%)
工事価格		⑥=④+⑤	147,613,362	146,244,355	147,613,362
消費税		⑦=⑥×5%	7,380,668	7,312,217	7,380,668
設計金額		⑥+⑦	154,994,030	153,556,572	154,994,030

上記のように、土木・道路改良工事と森林・林道工事は、共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費率は同じであり、土地改良・農道の共通仮設費率は、低く設定されている。

計算方法及び採用している率から、直接工事費が少額な工事ほど率が高率になっており、上記の例でも、直接工事費が1,000,000円の場合、工事価格は土木・道路改良及び森林・林道工事で直接工事費の1.73倍になり、土地改良・農道工事でも1.66倍になっている。

このように、直接工事費に累積的に共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費率を乗じていく計算方法が採られている。

②諸経費の実績値との比較について（意見）

諸経費について、今回のサンプル調査において抽出した工事案件の中から、設計金額が5,000万円(税込)以上の工事案件（低入札は除く）について、県の設計金額と業者が提出している工事内訳書の金額を比較した結果、県の設計金額に占める諸経費の割合（直接工事費に対する諸経費の割合）は、平均43.0%であるのに対し、落札業者の割合は36.6%となっている。

工事内訳書は、県が談合の有無や積算により価格設定されているかを確認するために入手しているもので、そこに記されている資材単価や諸経費は必ずしも実際の数値に基づくものとはいえないが、少なくとも業者の採算が取れる範囲のものであると思われる。

諸経費については、所定の諸経費率により計算する部分と積上げ計算による部分がある。共通仮設費や現場管理費については、個別に積み上げ算定するもののほか、個別積算が困難なものや一般管理費については所定の率を乗じることにより算定される。

諸経費率は、国が公共工事について毎年度定期的に全国で「諸経費動向調査」を実施し、これに基づいて諸経費率の設定、見直しを行っており、県もこれを使用している。

しかし、諸経費率が、全国的な調査データをもとに算定されているため、県の実態に相応しいかどうかは不明である。

今後の課題として、国に対して地域別の諸経費率の公表を要求していくとともに、登録業者の決算書から諸経費、特に一般管理費は把握できるので、これらの費率も参考に県における間接工事費のあり方を検討することが望まれる。

③契約金額の変更における諸経費について（意見）

県が発注した工事について、契約金額の変更における工事価格の決定方法は、次のとおりである。

$$\text{変更後の契約金額} = \text{変更設計に係る積算金額} \times \text{設計変更前の元工事の請負比率}$$

（請負比率＝請負金額÷設計金額）

県は、変更設計の積算においては、国が直接工事費に対する割合として諸経費率を算定していることから、変更後の直接工事費の設計金額に基づいて標準的な諸経費率を適用している。

しかし、変更契約の場合、積算基準に基づき適切に算定し、一部の共通仮設費を個別に積算したとしても、諸経費率の算定に含まれている費目の中には変更内容によっては実際には発生しない経費が含まれている場合もあると思われる。

諸経費の積算の内容は、その性質により次のような分類ができる。

① 変動費：

工事の規模を増大すると、増加する費用。工事に使用する資材などがそれである。工事変更においても発生する。

② それぞれの工事で一度だけ発生する費用：

仮設事務所の設置費用などで、元工事において一度発生すると、再度発生はしない費用。元工事で発生してしまっているため、工事変更においては発生しないものである。

③ 固定費：

本社の人件費などで、個別の工事を行っても行わなくても工事業者において発生する費用である。

これらは、明確に分類できない側面もあるが、諸経費を分類すると次のとおりとなる。

費目	内容	固定費・変動費の分類
共通仮設費		
運搬費	機械器具の運搬費 現場内の機材の運搬費	④と⑤がある。 仮設材、20 t以上の建設機械の運搬は個別に積算される。
準備費	準備・後片付け 調査・測量 伐開・整地・除草	④と⑤がある。 一部は個別に積算される。
事業損失防止 施設費	工事施工に伴い発生する騒音・地盤沈下・地下水の断絶等に対処する仮施設に関する費用	個別に積算される。
安全費	交通管理・安全施設・安全管理等	④と⑤がある。 交通誘導員等は個別に積算される。
役務費	土地借上・電力・用水の基本料	個別に積算される。
技術管理費	品質管理のための試験 出来形管理のための測量 工事管理の資料作成	④と⑤がある。 特殊なもの等は個別に積算される。
営繕費	現場事務所・試験室・労働者宿舎・倉庫・材料保管場の営繕費・労働者の輸送費	④と⑤がある。 特殊なものは個別に積算される。
現場管理費		
労務管理費	現場労働者の募集費・慰安・娯楽・厚生費 作業用具・作業被服費用 食事・通勤費	④と⑤がある。
安全訓練費	現場労働者の安全・衛生費用・研修訓練費	④と⑤がある。
租税公課	固定資産税・自動車税等	⑥
保険料	自動車保険・工事保険・組立保険・火災保険など	⑤が多い。
従業員給与手当	純工事費に含まれない現場従業員の給料・諸手当	④
退職金	現場従業員の退職金・退職給与引当金繰入額	④
法定福利費	労災保険・雇用保険・等社会保険等の雇用主負担分	④
福利厚生費	現場従業員の慰安娯楽・貸与衣服・医療費など	④と⑤がある。
事務用品費		⑤が多い。
通信交通費		④が多い。
交際費		④と⑥の部分がある。
補償費	工事に当たり、通常発生する物件の毀損費・騒音・振動などによる事業損失費	④と⑤がある。
外注経費		④が多い。
工事登録費		⑤が多い。
一般管理費		⑥

上記のとおりであり、㊸及び㊹の部分は工事内容が変更されても追加的に発生する経費ではないと思われるが、これらの金額を個別に把握することは困難であり、また、把握したとしても標準的な諸経費率にどれだけの影響があるのか不明である。

諸経費率は、対象工事の変更後の最終金額に基づいて調査がなされており、県が行っている方法によっても、全体として不適切な支出にはなっていないものの、変更で増額されている個々の工事を見ると、上記の㊸及び㊹の部分については、元工事の入札段階での競争を経て、工事業者がその工事で支出を決定している費用に対して、変更増部分の諸経費が追加で支払われることとなる。

このように、変更増契約は、工事における諸経費の面からも、工事業者の支出の実態と乖離する可能性があるなどの問題もあることから、工事の発注に際しては、十分な事前調査を行い、安易な増額変更は行わないようにする必要がある。

3) 入札関係

①入札に関する取組（意見）

落札率別の落札価格の分布（土木部）を示すと、次のとおりである。

落札率※	落札価格の合計（円）	件数
95%未満	17,671,756,200	1,131件
95%以上 96%未満	4,664,444,400	261件
96%以上 97%未満	5,159,012,250	283件
97%以上 98%未満	4,661,662,950	254件
98%以上 99%未満	2,630,460,000	178件
99%以上 100%未満	1,191,876,000	90件
100%	168,000,000	11件
合計	36,147,211,800	2,208件

※落札率とは入札における予定価格に対する落札価格の割合である。
（＝落札価格/予定価格×100%）

県土木部発注工事全体の平成14年度の平均落札率は91.9%と全国平均の96.9%（財政制度等審議会（平成15.10.9）国土交通省提出資料）より大幅に低い水準を維持している。

しかしながら、個々の工事で見ると、ほぼ半数が95%以上、全体件数の13%が98%以上と落札率の高い工事も多い。

積算が市場価格に近い価格で適切に行われているのであれば、落札率は100%に近いものとなり、従って落札率が高いことに問題はないといえることができる。しかし一方で近年、より競争原理を重視した入札施策をとる自治体において、落札率が非常に低いものとなっており、県においても入札・契約制度の改善策の実施につれて落札率が低下していることも事実である。

現在入札制度の改革が全国的に注目されているが、競争原理のより適切な導入に向け、様々な方法が各自治体で検討され試行されている。

各地方自治体で検討されている主な制度を記載すると、以下のとおりである。

	他自治体の取組み	県の取組み
1	予定価格又は設計金額事前公表（他の施策の関係で事前公表を中止した自治体もあり。）	5,000万円以上の設計金額を事前公表
2	一般競争入札（条件付一般競争入札）の適用金額基準の緩和	一般競争入札の基準を5億円以上とし、公募型・工事希望型指名競争入札を導入
3	入札後審査方式一般競争入札・受注希望型入札 （入札参加条件に適合する企業に入札させ、最低価格提示者から順に参加資格を確認する。）	
4	入札に際しての地域要件の緩和（県内のブロック数を減少）	規模に応じ、逐次、地域を拡大してきている。
5	入札時入札者抽選選定	入札時に入札参加できる工区等を抽選で

	(入札時に入札者を抽選で選定)	決定する方式を試行
6	発注等級の緩和(上位等級会社の入札参加) 業者格付の見直し(ランクを簡素化)	業者格付の見直し(ランクを簡素化)
7	無作為抽出指名(資格に該当する業者の中からコンピュータによる無作為抽出)	
8	希望価格制度(談合の排除し難い部分について、設計金額の一定の割合で、入札を求める)	
9	変動型の失格基準制度 (応札企業の下位5社の平均応札額の80%未満を失格とする)	
10	予定価格のくじによる変動設定	
11	郵送もしくは電子入札	電子入札制度の導入に向けて取り組みを行っている。

これらの改革は、競争原理のより広範な導入と談合防止の観点から行われている。また、それらに同調する形で、工事品質確保や行政効率化についての改革も行われているが、ここでは割愛している。

これらの中には、入札制度のフレームワークを大きく変え、競争原理をより明確に導入することで大幅な落札率低下をもたらしたものもあるが、一方で工事品質低下や赤字受注が問題視され始めたものもあり、まだ結論はでていない。

しかしながら、現在の方向性として、より広範な競争原理の導入と談合を防止する公正な入札制度が求められることは間違いなく、県の入札制度においても、現状では他県において結論がでていない取組み部分を除き、改善検討すべき事項として以下のような施策が考えられる。

④ 郵送あるいは電子入札の導入

談合は、指名業者が判明していることから生じる。従って、他県でも既に導入済である郵送による入札や電子入札などで、指名業者が判らないようにすることが必要と思われる。また、電子入札の目的には電子化による効率性もあげられている。

⑤ 予定価格の事前公表

現在は、不正な入札の抑止や積算の妥当性の向上を図るため、設計金額5,000万円以上の工事を対象に設計金額の事前公表を行っているが、予定価格の事前公表とし、その対象を拡大する。

⑥ 指名業者の地域要件の拡大及びランク枠の簡素化

現在は、指名業者の選定において6つある土木事務所をさらに複数の地域に分け、工事種類別・ランク別に工事業者を指名している。その結果、工事によっては毎回ほぼ同じメンバーが指名され入札を行っているため、適切な競争が行われにくくなっているケースが見受けられる。実際、業者が少ない工事種類、地域によっては、落札率が非常に高い例も目立つ。

地域に区分した業者選定は地元業者の振興や、地域における工事の施工特性に精通し、確実かつ円滑な施工が確保できるといった観点から、工事地域に本社を置く業者を優先して指名しているものであるが、地元業者は、運送費等がコスト的に元来有利に働くはずである。

一方、業者をランク別に区分するのは、工事の規模、発注件数等を勘案して、工事施工能力に見合う指名業者の選定を効率的に実施するためである。ランク別に区分するこ

とで、大規模業者に工事が集中するのを避け、小規模業者の受注機会を確保するためと思われるが、必要以上の業者保護策を採る必要もないものと思われる。

地域区分をより大きな区割りとすることで地域優先の基準を緩和し、ランクについても、平成 13・14 年度の格付において土木一式及び建築一式工事のランクを 5 段階から 4 段階に改めているが、工事規模に即した業者を効率的に選定する目的を達成しうる限りでより少ないランク数とし、入札可能な業者を増加させることにより、より競争が図られる。

④ 指名業者数の拡大

指名競争入札の選定業者数については、概要に記載のとおりであるが、原則「指名競争入札に係る選定業者数について/H13.3.30.12 監 B 第 541 号付」に記載の業者数を指名している。これも上記とほぼ同じ理由から、指名業者数の拡大を図ることで適切な競争原理の導入を図るべきと思われる。

⑤ 一般競争入札の拡大

現在の公募型及び工事希望型指名競争入札を、条件付一般競争入札に一本化し、可能な範囲で金額基準を下げる。

入札後審査とすることで、県の負担は増加せず、また、元来競争性の高い入札方式であるので、さほど混乱は起こらず移行が図れると思われる。

⑥ 抽選方式の拡大

複数の工区等を合わせて指名し、入札時に、参加できる工区等を抽選により決定する方法で抽選方式を試行しているが、業者数が少なく落札率が高止まりしている工種や地域について、入札時において抽選で、数名の業者を参加できないこととする入札時入札者抽選方式などを工事種類・地域などを限定して部分的に導入することも考えられる。

⑦ VE (Value Engineering) 方式の導入

民間の技術開発を積極的に活用することにより、建設工事のコスト縮減と品質の確保、技術力による競争の促進が期待できる方式として VE 方式があり、その導入の検討が望まれる。

【VE】

建設業における VE は、デザイン、品質及び管理・保守を低下させることなく、最小のコストで必要な機能を達成するために、建設物、工法、手続、時間等の改善に注がれる組織的な努力である。検討される時期により、設計 VE、入札時 VE、契約後 VE がある。

入札制度については、先に記した他県の先進的な取り組みについての是非の結論もここ 2～3 年で出るものと思われる。今後、県の現状を踏まえた検討が必要と思われる。

② 指名競争入札の業者の指名について（意見）

指名競争入札においては、参加資格を有する全ての業者が参加できる訳ではない。参加資格を有する業者から、次の点に留意して一定数の業者を指名し、その中で入札行為が行われることになる。

留意事項

次に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、特定の有資格業者に偏しないようにしなければならない。

- 1) 資格審査基準日以降における不誠実な行為の有無
- 2) 資格審査基準日以降における経営状況
- 3) 資格審査基準日以降における工事成績
- 4) 当該工事に対する地理的条件
- 5) 手持ち工事の状況
- 6) 当該工事施工についての技術的適性
- 7) 資格審査基準日以降における安全管理の状況
- 8) 資格審査基準日以降における労働福祉の状況

i) 5,000万円以上の設計金額の工事

5,000万円以上の設計金額の工事については、本庁において手続が行われることになるが、その内容は次のとおりである。

- 1 次評価・・・上記要件を考慮して必要選定業者数の倍程度に絞り込む。
数の絞込みが目的であるため、留意事項について単純に〇×式によって絞り込む。
- 2 次評価・・・1次評価の結果を受け、留意事項について点数をつけ、総合的に勘案して必要選定業者数に絞り込む。

これらの情報は、システムデータをもとに留意事項を考慮するものであり、より公平性の高いものといえる。

ii) 5,000万円未満の設計金額の工事

5,000万円未満の設計金額の土木工事は、各土木事務所において手続が行われる。

その指名業者の選定方法は、3,000万円以上の土木一式工事の選定について、上記と同じシステムにより評価を行っている。3,000万円未満の土木一式工事や舗装、造園工事などについては、工事種別ごとに留意事項に基づき地域性や施工実績を考慮して、地域別ランク別の業者一覧を作成しており、その中から指名業者を選んでいる。

具体的な選定作業に使用する様式は、各土木事務所や工事種別によって様々であるが、地域性や施工実績などに基づき作成した業者一覧の中から、

- ・ 工事箇所からの業者の距離に重きを置く方法（少額の土木一式工事で多く採用）
- ・ 受注機会の均等に重きを置く方法（特殊工事で多く採用）

等といった方法により、工事内容と対象業者数に応じて、指名業者を選定している。

平成13年度より、3,000万円以上の土木一式工事については、システムデータを用いて留意事項に基づいた評価により指名業者を選定する方式に改善されているが、少額工事等については、従来からの方式であり、抜本的な見直しは行われていない。この従来方式によると、指名業者の選定は、各土木事務所の審査会での審議により決定しているものの、前述の3,000万円以上の工事に比べ、明確なデータに基づくものでないため客観性が乏しく、また、選定対象となる業者一覧への掲載業者が固定される懸念がある。

少額工事や特殊工事に限っているためやむを得ないと思われるが、業者指名の基礎となる地域割りを拡大することや指名業者数を拡大することにより、公平性の高い選定方法を導入していくべきと思われる。

③選定過程における各部署間の情報共有化（意見）

指名競争入札において、指名業者の選定に当たっての留意事項が定められているが、これらの実績データのほとんどは土木部と水道局だけのものとなっている。

県の方針として行うことになっている以上、県で統一した運用を行うべきであり、そのためには、農林水産部等他の部の情報を共有する必要がある。

留意事項の中には、「手持ち工事の状況」や「地理的条件」のようにデータベース化されなくても情報が得られやすいものもあり、すべての項目についてデータベース化が必要であるわけではないが、受注状況や工事成績のように既に各部でデータとして持っているものについては、共有化を進めることが望まれる。

4) 変更契約関係

①変更契約の概要

最近3年間の変更契約の実績は、以下のとおりである。

(金額の単位：百万円)

	平成12年度				平成13年度				平成14年度			
	当初契約		変更契約		当初契約		変更契約		当初契約		変更契約	
	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額	件数	契約金額
一般競争入札	4	3,421	3	160	2	1,941	2	4	3	1,810	—	—
公募型指名競争入札	2	808	2	72	21	5,569	15	227	15	3,031	9	154
工事希望型指名競争入札	—	—	—	—	16	1,983	13	125	10	1,558	4	35
指名競争入札	2,423	45,778	1,893	3,288	2,322	32,877	1,869	2,554	2,180	29,746	1,481	1,542
随意契約	1,239	1,516	417	103	1,212	1,311	364	70	1,050	890	376	63
合計	3,668	51,524	2,315	3,625	3,573	43,683	2,263	2,982	3,258	37,038	1,870	1,795
変更割合			63.1%	7.0%			63.3%	6.8%			57.4%	4.8%

上表より、変更契約は、最近3年間においては若干減少傾向にあるものの、件数では6割程度にのぼり、金額でも、変更割合としてはさほど大きいわけではないが、金額としては多額に及んでいる。

本来は、工事の実施に当たり、事前の計画及び調査を慎重に行い、工期中に契約変更の必要が生じないようにすべきものである。

変更契約には、変更伺文書の作成、変更契約書の作成・締結などの手続などが必要となり時間と手間がかかる。また、変更部分の金額については、当初契約の際の入札等による請負比率を反映させているものの、当初から変更部分を含んだ積算であったとした場合に、入札等において設定されたであろう価格と同等になっていない可能性もある。

土木事業においては、工事途中の住民との協議などで変更が必要になるなど、変更が避けられない部分があるのはわかるが、後述するような工期延長、地元協議不足が原因での契約変更をできるだけ避けるようにすべきものである。

②工期延長について

平成 14 年度の工事からサンプル調査した結果、会計年度終了間際に会計年度末までに終了するという工事規模・内容等から事実上到底不可能な工期を設定し(工事期間 1 ヶ月から 2 ヶ月内)、工事請負契約を締結した上で、繰越手続を経た後、工期を本来の期間に延長しているケースが散見された。これらは諸手続が 2 度手間となっている。

平成 14 年度の工事のうち、工事着工が平成 15 年 2 月から 3 月、当初完成予定日は平成 15 年 3 月 31 日まで、変更後完成予定日が平成 15 年 6 月以降となっている工事件数の状況は、以下のとおりである。

(単位：件)

契約形態	全体件数	内、工期延長件数	上記の件数
一般競争入札	3	0	0
公募型指名競争入札	15	4	0
工事希望型指名競争入札	10	6	1
指名競争入札	2,180	674	141
随意契約	1,050	56	0
計	3,258	740	142

i) 予算の繰越について (意見)

上記のような工期延長は、工期延長の総件数の約 20% に該当する。

平成 14 年度においては、国の経済対策に呼応して、繰越前提で年度末近くに追加補正したこともあり、件数が増えていることもあるが、このような一連の手続は、単年度予算制度の下ではやむを得ないものではあるが、本来の工期で契約ができるような改善策が必要である。

国の補助事業に関しては、通常、5 月頃までに国の補助事業の決定があるが、一部、9 月ぐらいに決定されるものもある。決定が遅い場合は、年度内に工事を終了させなければならぬという足かせがあるため、かかる行為が行われる側面がある。この点については、国として制度を見直し、補助事業の決定の早期化、繰越処理の承認等の制度改正が望まれる。

補助事業以外の県単独事業については、以下の事項を検討することが望まれる。

- Ⓐ 実質上、工事を翌年度より開始せざるを得ないものについては、繰越明許手続を実施すべきではなく、当年度の予算執行を断念し、翌年度の予算に組み入れることが必要である。
- Ⓑ 当年度中に発注はするものの、工事の主要部分が翌年度になる工事については、実質上翌年度工事とみなすことができる。大規模な工事など複数年度にまたがった契約をする場合は、債務負担行為を設定し事業を進めている。このうち、契約した年度の支出が伴わないものがゼロ県債であるが、道路維持修繕工事のように契約期間の継続が必要な工事については、このゼロ県債の設定により円滑な発注が可能である。

【繰越明許・事故繰越】

繰越明許とは、歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより翌年度に繰り越して使用することをいい、翌年度に繰り越して使用することができる経費を繰越明許費という。なお、繰越明許については、議会による承認手続が必要である。

繰越明許費として繰越し使用が認められるのは、「その性質上年度内にその支出を終わらない見込みのあるもの」及び「予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みがあるもの」についてのみとされている。

具体的にいえば、当初予定していた用地買収が進まず、年度内での完了が見込めない状況になった場合に、当該工事全体を翌年度発注とすることなく（工事を延期することなく）、その時点で発注を行い、年度内に支出が終わらない部分についても繰越明許の手続により工事を中断させず継続させることを可能とする手続である。

事故繰越とは、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったものについて、これを翌年度に繰り越して使用することをいう。

【債務負担行為】

債務負担行為とは、ダム建設など事業年度が複数年度にわたる工事契約をする場合、次年度以降の債務を負担するには、議会承認が必要であり、これを債務負担行為という。

このうち、次年度に歳出予算が計上される分の工事を当年度に発注契約するもので、契約年度の支出が伴わないものがゼロ県債である。ゼロ県債の目的は、4月の新年度予算の成立を待って契約を行うと、発注等の手続により工事開始が夏場にずれこみ、工事の端境期ができてしまうが、これを極力なくすため導入されたものである。

ii) 工期延長により重複する諸手続について（意見）

工期延長の手続は、事務所執行工事又は本庁執行工事のうち 20 日以内の工期延長については、各土木事務所内において、工期延長の妥当性を検討の上、土木事務所長の決裁により、工事請負変更契約の締結が行われる。

一方、本庁執行工事のうち 20 日を超える工期延長については、各土木事務所からの工期延長申請を本庁内において妥当性を検討し決裁を受けた上で、工事請負変更契約の締結が行われる。

工期延長に伴う必要な事務作業及び作成書類は、以下のとおりである。

（事務所執行工事又は本庁執行工事で 20 日以内の工期延長）

各土木事務所での作成文書	作成枚数
工期延長伺文書	
・伺い	1 枚
・工期延長について(請負業者あて)	2 枚
変更契約締結文書	
・伺い	1 枚
・工事請負変更契約書	3 枚

(注)なお、請負業者は変更の際し、変更後の工事工程表の作成及び契約書への収入印紙（200 円）貼付が必要となる。

(本庁執行工事のうち 20 日を超える工期延長)

各土木事務所		本庁	
作成文書	作成枚数	作成文書	作成枚数
工期延長伺文書 ・伺い ・工期延長について (請負業者あて) ・工事の工期延長について (本庁あて)	1 枚 2 枚 2 枚	工期延長伺文書、変更契約締結文書 ・伺い ・工事請負変更契約書 ・工事請負変更契約の締結について (請負業者あて) ・工事請負変更契約の締結について (事務所長あて) ※土木事務所から送付された 「工事の工期延長について」を添付	1 枚 3 枚 2 枚 2 枚

(注) なお、請負業者は変更の際し、変更後の工事工程表の作成及び契約書への収入印紙(200 円) 貼付が必要となる。

なお、年度内に工事完了の見込みがない場合における工期延長においては、繰越の手続が必要となる。

繰越明許は、議会承認手続が必要であるとともに、国庫補助金対象事業の場合は財務局の承認手続が必要であり、その手続に必要な書類は以下のとおりである。

県単独事業の場合	① 議会用資料 ・繰越明許費説明書
国庫補助金対象事業の場合	① 財務局に対する繰越の承認資料 ・伺い ・繰越計算書 ・箇所別調書及び理由書 ・繰越理由書 ・繰越事項別調書
	② 議会用資料 ・繰越明許費説明書

また、事故繰越は、議会の承認手続は不要であるが、繰越明許と同様、繰越の状況を議会に報告しなければならない。

現行の単年度予算制度のもとでは、当年度の予算の工事を執行するのに、工期が翌年度以降にまたがる契約を行うことができない。つまり、翌年度に行われる工事について、事前に契約し、議会に事後承認を得るということができないため、形式的に一旦当年度の工期で契約を行い、延長（繰越明許）の議会承認後に、正しい工期の契約書を交わすこととなる。現行の制度上、かかる二重手続を経なければならないが、上表に掲げた工期延長伺文書、変更契約締結文書、議会・財務局の繰越明許の申請資料の作成は明らかに余分な事務作業であり、事実と異なる工期及び工期延長理由を記載することも好ましいものではない。

繰越明許の手続により当該年度の工事予算を翌年度に繰り越す場合において、工期を年度末にするのではなく、当初より実際上の工期に基づき工事の契約を行えるような制度改正が望まれる。

iii) 工事の変更契約に関する決裁について (結果)

工事の変更を行う場合、当初工事の設計金額をもとに変更に係る決裁権限が下記のように設定されており、その内容は次のとおりである。(香川県事務決裁規程、香川県出先機関事務決裁規則)

決裁者	工事施行関係	変更関係
本庁部長専決事項	・ 1 件 1 億円未満の工事の施行の決定	・ 1 件 1 億円以上の工事変更の決定 ・ 1 件 1 億円以上の工事の工期の延長の決定
本庁課長専決事項	・ 1 件 5,000 万円未満の工事の施行の決定	・ 1 件 1 億円未満の工事変更の決定 ・ 1 件 1 億円未満の工事の工期の延長の決定
出先機関所長 委任・専決事項	・ 1 件 5,000 万円未満の工事の施行の決定	・ 1 件 5,000 万円未満の工事の変更の決定 ・ 1 件 5,000 万円未満の工事の工期の延長の決定 ・ 1 件 5000 万円以上の工事に係る 20 日以内の工期の延長の決定

※工事変更等に伴い事業費が変動する場合は、当初の設計金額による。

この決裁権限の適用に当たっては、当初の設計金額を基準に決裁することとなっているため、工事金額の変更により当初の決裁権限を超えたとしても牽制がかからないという問題がある。

例えば、当初から設計金額が 5,000 万円以上の工事であれば本庁で決裁するが、当初の設計金額が 5,000 万円未満の場合は土木事務所長が決裁し、その後変更で 5,000 万円以上になっても土木事務所長の決裁のままで良いものとなっている。

しかし、設計金額が 5,000 万円以上になると、工種によっては、より重要な工事として指名業者数が増加し、また、業者ランクもより高いものが求められるという側面もあることから、金額変更により 5,000 万円以上となる場合には何らかの牽制が必要と思われる。

平成 14 年度において、当初設計金額が 5,000 万円未満で、その後、変更により 5,000 万円以上となったものは、31 件であり、変更割合は 0.6%から 31.3%、変更金額が 500 万円を超えるものが 13 件あり、最大で 1,200 万円となっている。

④ 決裁権限の金額基準を超える変更について

決裁権限は、当該事項が金額的に重要であるため設定されているものである。従って工事の請負金額を変更増額する場合は、金額的重要性が増した訳であるから、当初設計金額ではなく変更増額後の設計金額の基準による決裁を受けるべきである。

なお、金額的に重要であることからより厳格な決裁を必要とするという趣旨を勘案すると、非常に軽微な変更により決裁権限の金額基準を超えた場合については、この適用を除外する規定を設けるか、上位決裁権限者に理由を報告する規定を設けることも考えられる。決裁規定を改め、適切な運用が望まれる。

なお、当該工事に係る変更契約分を随意契約による別契約とすることは、変更時における牽制を無意味なものとなることから、関連する工事については、変更・別契約を問わず報告・承認事項とすべきである。

⑤ 著しい工事変更についてのチェック体制について

平成 14 年度の工事契約を見てみると、指名競争入札については 20 件、随意契約については 22 件が 30%を超えた増額変更契約が結ばれていた。

現状では、これらの工事の変更について、土木事務所内において監督員が工事の変更を指示する際に担当課長等に事前の協議がなされているものの、既述の決裁規定や手続面のほかに明文の規定はない。

また、事務決裁規程等の決裁権限によると、変更契約については当初施行の場合より金額の大きい工事について決裁できることとなっている。

しかしながら、変更時においては、変更内容、変更金額、変更割合、工期の延長期間が判断の基準となっているはずである。

現状では、当初設計金額が 5,000 万円未満の工事であれば、変更割合が 100%、変更金額が 5,000 万円であっても現場の判断で処理され、本庁の牽制はかからないことになり、当初の契約時の牽制が無意味なものとなってしまふこととなりかねない。

したがって、変更契約については、変更割合、変更金額の絶対額、工期延長期間について一定の基準を設け、その基準を超える場合は本庁決裁とするか、あるいは理由を報告する制度を設け、規定を作成する必要がある。その上でこれらの著しい変更内容を分析した上で、注意点などを各土木事務所に通知し、業務の改善を行うべきと思われる。

なお、この際においても前述のように、単に別契約としたのでは、牽制の意味がないため、一体の工事については、変更契約・別契約に係わらず本庁決裁もしくは報告とする制度が望ましい。

iv) 変更理由書の記載が不十分であったもの（結果）

事務所	工事名	入札方式	当初契約金額(円)	変更後契約金額(円)	変更率
高松土木事務所	春日川 河川維持修繕工事	指名競争入札	3,706,500	5,712,000	54.11%

変更契約においては、変更時の決裁文書において、変更の理由を明示することが求められており、その変更理由には次のとおりの記載があった。

なお、当工事は河川の維持修繕工事である。

変更理由	<ul style="list-style-type: none"> ① 土工量の増は、実施に当たり土質が予想以上に悪く、直接掘削・運搬が困難なため、他工事からの流用土により掘削量と同量程度を混入して、運搬可能な状態にする必要が生じたことによる。 ② 捨土処分費の増は、当初任意処分にしてしたが、土質が非常に悪く受入地を指定する必要を認めたことによる。 ③ その他数量の異同は、現地精査の結果による。 ④ 上記理由により請負金額を増とする。
------	--

当工事においては契約金額が 54%も増加しており、その理由は上記のとおりであるが、積算資料を見ると施工延長が 150 メートルから 115 メートルへと大幅に縮小変更されているが変更の理由書にはこの点が全く触れられていない。実質的には、工事費は当初見積もりよりさらに大幅に超過しているのである。

理由書に記載がなければ、上長としても決裁の良否についての判断ができるものではない。また、口頭による説明では説明責任の観点から不十分であることは言うまでもない。

理由書には、変更内容、変更の理由、その変更が工事に与える影響を明確に記載すべきと思われる。

5) 道路維持

①道路維持保守工事の定義

道路維持保守工事は、県道利用者の安全を確保するために日常反復的に行われる局所的な維持修繕工事であり、災害、事故等による緊急復旧作業を含む工事である。

このため、いつ何時でも対応できるよう、個々の工事単位で契約するのではなく、実質上業者との契約が途切れることなく継続した状態を保つ必要から、期間を基準とした継続契約を実施しなければならない点が一般的な土木事業の発注形態と異なるものである。

②道路維持保守工事の種類

道路維持保守工事には、一般土木、舗装、交通安全、積雪対策の4種類があり、その工事の内容は以下のとおりである。

工種	工事内容
一般土木	側溝が土砂、落ち葉等で詰まっている時の側溝清掃 木の枝が県道へはみ出している時の枝打ち 側溝の蓋が壊れている時の修繕 異常気象時後の道路のパトロール 道路の路面に砂が散在した時の路面清掃 交通事故により車の油やガラスの破片が散在したときの処理 県道上の犬猫死骸の処理 県道の水溜り解消の集水柵設置 歩道が傷んでいるときの部分的な処理 道路区域の草刈
舗装	県道路面の舗装が轍掘れしているときの修繕 舗装に穴が空いたときの修繕 歩道の舗装が傷んでいるときの打ち換え マンホール周囲舗装が下がり、音がするときの舗装修理
交通安全	視線誘導標、照明灯の破損修繕 トンネル照明の照度確認 視線誘導標の清掃 視線誘導標、ガードレールの小規模な設置 ガードレールが破損したときの応急措置 標識が古くなったときの取替え ライン、白線が薄くなったときの引き直し
積雪対策	降雪時、路面凍結時の凍結防止剤の散布 モーターグレーダーによる除雪 降雪時のパトロール

③過去5年間の請負金額

過去5年間の土木事務所ごと、道路維持保守工事の種類ごとの契約金額は、次表のとおりである。

予算削減の影響もあり、全般的には毎年の執行額は減少傾向となっているが、土木事務所間で比較すると小豆総合事務所管内、善通寺土木事務所管内の執行額は増加している。

道路維持保守工事の種類ごとの契約金額

(単位：円)

上木事務所	種類	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
高松 土木	一般土木	135,880,500	132,357,750	125,994,750	102,923,100	97,050,450
	交通安全	77,398,650	48,934,200	52,731,000	52,928,400	55,388,550
	舗装	98,508,900	77,713,650	75,223,050	78,330,000	79,837,800
	積雪対策	8,478,750	8,298,700	7,612,500	7,984,200	11,837,700
	計	320,266,800	267,304,300	261,561,300	242,165,700	244,114,500
長尾 土木	一般土木	28,197,750	28,534,800	46,163,250	57,162,000	52,228,050
	交通安全	20,101,200	16,542,750	20,875,050	21,514,500	15,540,000
	舗装	124,842,900	141,100,050	163,877,700	120,767,850	115,282,650
	積雪対策	14,162,400	11,881,800	11,042,850	14,225,400	15,660,750
	計	187,304,250	198,059,400	241,958,850	213,669,750	198,711,450
坂出 土木	一般土木	53,853,450	75,014,100	65,379,300	43,648,500	44,763,600
	交通安全	30,508,800	39,433,800	31,149,300	28,316,400	27,953,100
	舗装	71,052,450	82,693,800	62,998,050	31,273,200	27,349,350
	積雪対策	3,444,000	3,402,000	3,664,500	3,376,800	3,727,500
	計	158,858,700	200,543,700	163,191,150	106,614,900	103,793,550
西讃 土木	一般土木	41,061,300	51,922,500	55,816,950	55,961,850	59,981,250
	交通安全	34,110,300	36,226,050	40,206,600	36,124,200	37,054,500
	舗装	83,225,100	82,906,950	95,519,550	81,973,500	52,182,900
	積雪対策	3,680,250	5,075,700	3,860,850	2,111,550	3,236,100
	計	162,076,950	176,131,200	195,403,950	176,171,100	152,454,750
小豆 総合	一般土木	25,018,350	20,463,450	20,228,250	33,195,750	38,998,050
	交通安全	10,561,000	13,095,600	14,820,900	14,591,850	14,213,850
	舗装	34,596,450	49,562,100	41,000,400	42,095,550	40,848,150
	積雪対策	11,943,750	13,095,600	8,639,400	6,526,800	7,970,550
	計	82,119,550	96,216,750	84,688,950	96,409,950	102,030,600
善通寺 土木	一般土木	15,651,300	16,730,700	18,036,900	29,431,550	27,452,800
	交通安全	26,874,750	24,869,250	24,768,450	34,872,600	41,994,750
	舗装	44,215,400	45,316,950	45,250,800	52,196,550	56,710,500
	積雪対策	9,891,000	9,155,500	9,771,300	8,610,000	10,125,150
	計	96,632,450	96,072,400	97,827,450	125,110,700	136,283,200
合計	一般土木	299,662,650	325,023,300	331,619,400	322,322,750	320,474,200
	交通安全	199,554,700	179,101,650	184,551,300	188,347,950	192,144,750
	舗装	456,441,200	479,293,500	483,869,550	406,636,650	372,211,350
	積雪対策	51,600,150	50,909,300	44,591,400	42,834,750	52,557,750
	計	1,007,258,700	1,034,327,750	1,044,631,650	960,142,100	937,388,050

各土木事務所管内の状況は、以下のとおりである。

高松土木事務所管内・・・各工事平均的に減少傾向にある。

長尾土木事務所管内・・・舗装関連の執行割合が高い。

坂出土木事務所管内・・・平成 10 年度～13 年度にかけて舗装、交通安全関連に集中的に執行。

西讃土木事務所管内・・・一般土木の執行は増加傾向。交通安全関連は安定的に執行。舗装関連の執行は平成 10 年度から 4 年間は集中的に執行。

小豆総合事務所管内・・・各工事平均的に増加傾向にあるが、一般土木、舗装関連の執行割合が高い。

善通寺土木事務所管内・・・各工事平均的に増加傾向にあるが、舗装、交通安全関連の執行割合が高い。

道路維持保守工事は、作業を特定し契約を行う性格のものではなく、一定期間の道路の保守整備（前記の工事内容に記載した業務）を行うものであり、反復継続的かつ緊急対応的な作業業務の契約である。このため、一般的には期間を基準とした契約となっている。

また、契約金額も当初から確定することはその性格上困難であるため、当初に契約期間の作業内容、作業頻度を想定し契約金額を決定するものの、最終的には、実際に行われた作業を基に金額変更契約を伴うものであり、実費精算的な要素が強い契約となっている。

過去5年間の当初全体契約金額と変更後契約金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

		平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
一般土木	変更前	265,849,500	275,720,000	290,755,500	291,151,850	303,966,100
	変更後	299,662,650	325,023,300	331,619,400	322,322,750	320,474,200
交通安全	変更前	178,710,000	157,290,000	157,153,500	165,070,500	173,817,000
	変更後	199,554,700	179,101,650	184,551,300	188,347,950	192,144,750
舗装	変更前	412,702,500	410,056,500	448,402,500	371,091,000	341,806,500
	変更後	456,441,200	479,293,500	483,869,550	406,636,650	372,211,350
積雪対策	変更前	51,294,850	54,541,750	45,349,500	43,446,900	49,750,050
	変更後	51,600,150	50,909,300	44,591,400	42,834,750	52,557,750
計	変更前	908,556,850	897,608,250	941,661,000	870,760,250	869,339,650
	変更後	1,007,258,700	1,034,327,750	1,044,631,650	960,142,100	937,388,050

(道路維持保守工事の契約方法)

一般的には、道路維持保守工事は、作業を特定したものではなく一定期間の道路の保守、修繕を目的としたものであるため、上半期と下半期の年2回に分けて発注する契約となっている。

基本的には、各維持工事の請負金額は、各期間において100万円を超えるため半期ごとに指名競争入札を実施しているが、積雪対策については、各期間の当初請負金額が100万円未満であることにより単独随意契約によっている。

道路維持保守工事の各土木事務所の契約形態は、以下のとおりである。

土木事務所	一般土木	舗装	交通安全	積雪対策
高松土木	指名競争(半期ごと)	指名競争(半期ごと)	指名競争(半期ごと)	単独随契
長尾土木	指名競争(半期ごと)	指名競争(半期ごと)	指名競争(半期ごと)	単独随契
坂出土木	指名競争(半期ごと) 一部単独随契	指名競争(半期ごと)	指名競争(半期ごと)	単独随契
西讃土木	指名競争(半期ごと)	指名競争(半期ごと)	指名競争(半期ごと)	単独随契
小豆総合	単独随契	指名競争(半期ごと)	単独随契一部指名競争(半期ごと)あり	単独随契
善通寺土木	単独随契	指名競争(半期ごと)	指名競争(半期ごと)	単独随契

④道路維持保守工事の契約上の問題点について（意見）

i) 受注業者の状況

各土木事務所における道路維持保守工事のうち、当初発注金額上位 5 件の過去 5 年間の受注業者状況は、以下のとおりである。

一般土木については、受注業者に変化が見られる土木事務所もあるが、全体で見れば約 40%は同一業者が毎年受注している。他の工事については、同一業者が毎年受注していることがうかがえる。

（一般土木）

土木事務所	契約形態	受注業者の状況
高松土木	指名競争入札	5 件中 2 件は 5 年間同一業者が受注。
長尾土木	指名競争入札	5 件中 2 件は 5 年間同一業者が受注。
西讃土木	指名競争入札	5 件中 1 件は 5 年間同一業者が受注。
坂出土木	指名競争入札	5 年間同一業者が受注しているケースなし。
小豆総合	単独随意契約	5 件中 3 件は 5 年間同一業者が受注。
善通寺土木	単独随意契約	全件、5 年間同一業者が受注。

（他の工事）

土木事務所	工事の種類	契約形態	受注業者の状況
高松土木	舗装	指名競争入札	全件、5 年間同一業者が受注。
	交通安全	指名競争入札	全件、5 年間同一業者が受注。
	積雪	単独随意契約	全件、5 年間同一業者が受注。
長尾土木	舗装	指名競争入札	全件(3 件)、5 年間同一業者が受注。
	交通安全	指名競争入札	全件(1 件)、5 年間同一業者が受注。
	積雪	単独随意契約	全件、5 年間同一業者が受注。
西讃土木	舗装	指名競争入札	5 件中 4 件は 5 年間同一業者が受注
	交通安全	指名競争入札	全件(3 件)、5 年間同一業者が受注。
	積雪	単独随意契約	全件、5 年間同一業者が受注。
坂出土木	舗装	指名競争入札	5 件中 4 件は 5 年間同一業者が受注
	交通安全	指名競争入札	全件、5 年間同一業者が受注
	積雪	単独随意契約	4 件中 3 件は 5 年間同一業者が受注
小豆総合	舗装	指名競争入札	全件(2 件)、5 年間同一業者が受注。
	交通安全	指名競争入札 単独随意契約もあり	全件(3 件)、5 年間同一業者が受注。
	積雪	単独随意契約	全件、5 年間同一業者が受注。
善通寺土木	舗装	指名競争入札	全件(3 件)、5 年間同一業者が受注。
	交通安全	指名競争入札	全件(3 件)、5 年間同一業者が受注。
	積雪	単独随意契約	5 件中 4 件は 5 年間同一業者が受注

ii) 指名競争入札の状況

平成 14 年度の各土木事務所の道路維持保守工事のうち、サンプル抽出した工事案件の入札状況は、以下のとおりであった。

(単位：円)

〇〇線舗装修繕工事			〇〇線舗装修繕工事		
	予定価格	6,107,000		予定価格	6,229,000
落札者	業者 A	6,100,000	落札者	業者 A	6,200,000
他の入札者	B	6,200,000	他の入札者	B	6,280,000
	C	6,300,000		C	6,300,000
	D	6,300,000		D	6,350,000
	E	6,500,000		E	6,370,000
〇〇線舗装修繕工事			〇〇線舗装修繕工事		
	予定価格	5,262,000		予定価格	2,708,000
落札者	業者 A	5,250,000	落札者	業者 A	2,700,000
他の入札者	B	5,400,000	他の入札者	B	2,800,000
	C	5,450,000		C	2,820,000
	D	5,500,000		D	2,830,000
	E	5,500,000		E	2,840,000
				F	2,850,000
			G	2,860,000	
			H	2,870,000	
〇〇線舗装修繕工事			〇〇線舗装修繕工事		
	予定価格	1,001,000		予定価格	5,300,000
落札者	業者 A	1,000,000	落札者	業者 A	5,300,000
他の入札者	B	1,110,000	他の入札者	B	5,450,000
	C	1,130,000		C	5,500,000
	D	1,150,000		D	5,550,000
	E	1,180,000		E	5,600,000
	F	1,200,000			

指名競争入札による発注は、緊急性を要するため、地元の A ランク業者と隣接地域の業者のうち 2 社程度を順番に選り 5 社(最低限の指名業者数)を指名業者に選定し行われているが、工事の大半は前項のとおり、毎年、ほぼ同じ業者により落札されており、加えて、入札状況は、上表の限られたサンプル調査の結果ではあるが、地域内に事務所がある業者が予定価格に等しいか、わずかに下回る金額で落札し、その他の業者は予定価格を上回る金額で入札していることがうかがえる。

このような状況は、道路維持保守工事は、作業内容が簡単であり、県が積算歩掛りを公表しているため、県が実施する設計金額にほぼ等しい見積りが可能であること、業者間におけるなわばり意識が働くことにより生じているものと思われる。

現状の指名競争入札では、落札者は毎回同じでかつ常に予定価格にほぼ近い金額で落札するため、競争入札による健全な競争によるコストダウン効果が現れていないように思える。

iii) 随意契約の現状

積雪対策に係る道路維持保守工事については、どの土木事務所においても単独随意契約となっている。これは、工事金額が 100 万円を下回ることが多いこと、凍結剤散布という特殊作業を行える業者が各地域で限られていることによるものである。

また、小豆事務所、善通寺事務所においては、一般土木に係る道路維持保守工事についても単独随意契約によっている。緊急性という観点から地元業者に発注しているものであるが、運用状況を調査すると、請負金額を 100 万円未満に押さえ、実際の工事金額 100 万円を超えそうになればその時点で工事を終了させ（契約を完了させ）、新たに随意契約を締結する形で年間の維持工事が発注されている。

これは、不定期の契約期間を定め、請負金額が 100 万円以下に抑えることにより、指名競争入札方式を回避しているために行われたものであり、いたずらに契約業務を増大させるという点で業務の効率化という観点から問題である。

すべての道路維持保守工事に指名競争入札を採用し、有効に機能させるためには、指名業者を広範囲に広げ、多数業者による入札を行うことが必要であるが、道路維持という緊急性、地域密着性を考慮すれば、あまり広範囲な業者を参加させることはかえって弊害が生じる可能性があるのも事実である。

道路維持という緊急性を確保したうえで、コストダウン、業務の効率化を達成するための業者選定方法の改善策としては、以下のことが考えられる。

④ 一般土木のように参入業者が多数存在する場合には、予定価格を事前に公表した上で指名競争入札方式を採用すれば、予定価格以下の金額でやる気のある業者が落札する可能性もあり、コストダウンと質の向上が図れるものと思われる。

業者は県と同様の設計金額を積算することができ、予定価格で入札が無理であれば入札に参加しないであろうし、参加可能であればそれなりに入札金額を削減してくるであろうと考えられるからである。

また、指名競争入札の指名業者選定においても、現状の運用ルールでの選定業者数にこだわることなく、道路維持業務を遂行できる業者を可能な限り多く選定し、その中で競争入札を実施することにより、健全な競争を起こさせることが必要である。

舗装、交通安全、積雪に関しても、参入業者がある程度存在するのであれば、この方法を採用することが可能である。

⑤ 特に特殊作業能力と緊急性が要求される積雪に係る維持工事（土木事務所においては、一般土木、舗装、交通安全についても該当する可能性もある）については、そもそも指名競争を採用することが困難と思われるため、請負代価 100 万円の契約金額にこだわることなく、一定期間の維持保守契約を随意契約により各地域の業者に請け負わせるという方法でもよいものと思われる。ただし、一業者に每期継続的に随意契約することは好ましいものではないため、定期的に指名競争入札により業者選定する方式が望まれる。

④、⑤のいずれの方法を採用したとしても、コスト低減を過度に進めることにより、請負業者に負担をかけ、道路維持保守業務の品質低下を招くことのないように、業者の作業水準について各土木事務所において業者の作業報告及び作業内容（品質）をチェックすることにより、各業者の作業能力を評価することが必要である。そして、その結果を土木事務所内共通のデータとすることにより、今後の指名業者選定、随意契約の締結に関しての選定基準として採用することが望まれる。

⑤道路維持保守工事の作業指示と作業内容の検証方法について（結果）

道路維持保守工事は、緊急的な補修という性格を有しているため、業者が実際に行った作業の実費を精算するという契約条件に結果としてなっている。このため、当初の請負金額で確定することは少なく、作業量の増加により、変更契約による増額がなされるのが現状である。

道路維持保守工事は、複数の工事について1つの契約を結ぶため、事後的に業者が行った作業内容が当初の指示どおりであるか、余分な作業が行われていないかを検証することは非常に重要である。

各土木事務所における、道路維持保守工事の作業指示方法及び業者からの作業報告の検討方法は、以下のとおりである。

（一般土木）

土木事務所	作業指示方法	業者からの作業報告の検証方法
高松	・現地又は電話にて指示。（ゼンリン地図、野帳に記録するものも一部あり）	業者からの成果図、写真にて確認。修繕関連は現地確認。他は一部現地確認。
長尾	・緊急、簡易なものは電話にて指示。 ・事故処理、構造物の施工については現地にて指示（指示記録簿あり）	業者からの成果図、写真にて確認。修繕、簡易作業は現地確認。緊急作業は可能な限り現地確認。
坂出	・現地又は電話にて指示。（ゼンリン地図、野帳に記録するものも一部あり）	業者からの成果図、写真にて確認。修繕関連は現地確認。他は一部現地確認。
西讃	・現地又は電話にて指示。 （ゼンリン地図、作業協議書に記録するもの一部あり）	業者からの報告書、写真にて確認。一部現地確認。
小豆	・現地又は電話にて指示。（指示記録なし）	業者からの成果図、写真にて確認。修繕関連は現地確認。他は一部現地確認。
善通寺	・現地又は電話にて指示。（指示記録簿なし）	業者からの成果図、写真にて確認。修繕関連は現地確認。一部現地確認。

（舗装）

土木事務所	作業指示方法	業者からの作業報告の検証方法
高松	・緊急の穴埋め等は電話にて指示するが、他は、業者と現地調査を行い工法範囲を指示。（ゼンリン地図、野帳等に記録するものもあり）	業者からの成果図、写真にて確認。大半は現地確認。
長尾	・緊急の穴埋め等は電話にて指示。 ・舗装打ち換えは現地確認のうえ、施工範囲マークしてFAX等で指示（打合簿、指示記録簿あり）	業者からの成果図、写真にて確認するとともに現地確認。
坂出	・業者と現地立会し、施工範囲、時期を指示。（ゼンリン地図に記録）	同上
西讃	・緊急の穴埋め等は電話にて指示するが、他は、事務所又は現地にて指示（作業記録簿に記載するものも一部あり）	業者からの成果図、写真にて確認。一部現地確認。

小豆	・事務所又は現地にて作業範囲、作業内容指示。(ゼンリン地図又は野帳に記録)	同 上
善通寺	・緊急の穴埋め等は電話にて指示(ゼンリン地図等に記録するものもあり) ・業者からのパトロール報告、位置図、状況写真を職員が現地確認のうえ、現地又は事務所にて指示。(指示記録簿あり)	同 上

(交通安全)

土木事務所	作業指示方法	業者からの作業報告の検証方法
高松	・電話指示もあるが、大半は現地又は事務所にて指示。(ゼンリン地図、野帳等に記録するのが大半)	業者からの成果図、写真にて確認するとともに現地確認。
長尾	・現地にて指示。一部写真、地図にて事務所にて指示(ゼンリン地図、野帳等に記録)。 ・緊急を要するものは電話にて指示(指示記録簿なし)	同 上
坂出	・作業指示は電話、FAX 又は事務所にて指示。 ・ゼンリン地図に位置及び内容を記入し、現地立会で内容再確認するものあり。(ゼンリン地図、野帳等に記録)	業者からの成果図、写真にて確認。一部現地確認。
西讃	・現地又は事務所にて指示。(ゼンリン地図、野帳、作業協議書に記録)	業者からの成果図、写真にて確認。一部現地確認。
小豆	・現地又は事務所にて作業範囲、作業内容指示。(ゼンリン地図又は野帳に記録するものも一部あり)	業者からの成果図、写真にて確認するとともに現地確認。
善通寺	・業者からのパトロール報告、位置図、状況写真を職員が現地確認のうえ、現地又は電話にて指示。(指示記録簿に記載するものも一部あり)	業者からの成果図、写真にて確認。現地確認するものもあり。

(積雪対策)

土木事務所	作業指示方法	業者からの作業報告の検証方法
高松	・業者に気温が0度以下になるとパトロール依頼。 状況を聞いて、融雪剤散布の区域等を指示。(指示記録簿なし)	業者からの成果図、写真にて確認。作業終了後パトロールを行い、凍結防止剤の空袋を確認するものもあり(使用数量の確認)。
長尾	・積雪、凍結のおそれがあるときは前日に電話にて自主作業指示。(ゼンリン地図又は指示記録するものもあり)	業者からの成果図、写真にて確認するとともに現地確認。凍結防止剤の空体の確認(使用数量の確認)。
坂出	・電話にて指示。(指示記録簿なし)	業者からの成果図、写真にて確認。電話にて凍結防止剤の使用数量確認。
西讃	・電話にて指示。(指示記録簿なし)	業者からの成果図、写真にて確認するとともに現地確認する場合もあり。

小豆	・電話にて指示（指示記録なし）	業者からの成果図、写真にて確認するとともに現地確認。
善通寺	・現地又は電話にて指示。（指示記録なし）	業者からの成果図、写真にて確認。凍結防止剤の空体の確認する場合もあり。

発注方法、作業結果の検証方法については上表のとおり、原則として、各土木事務所の職員の指示によって業者が作業を行い、監督員による業者からの作業報告（出来形）、写真に基づく確認、一部現地確認により作業内容の検証がなされている。

しかしながら、一般の工事での指示記録はあるものの道路維持のような緊急かつ複雑な工事についてのルールが設定されておらず、作業種類ごとに作業指示記録のないもの、作業指示記録として整備されているもの、作業指示の記録がゼンリン地図上もしくは野帳上のメモ書きとなっているもの等、作業指示方法、作業指示記録の整備状況が、土木事務所間で異なっている。

また、監督員は、業者からの作業報告（出来形）により作業結果の確認を行っているが（一部現地確認を含む）、作業指示記録との照合を実施し、指示したとおりに作業がなされているかの網羅性チェックは十分にできていないのが現状である。

監督員は、実質上作業の指示内容を十分把握しているため、作業結果が指示内容と異なり、結果として業者からの過剰請求につながるということは実際にはないとはいえ、作業指示記録が十分整備されておらず、また、記録があったとしても作業結果との照合が十分になされていない現実においては確認はできず、業者からの誤請求を認めてしまうリスクを抱えていることは否定できないものと思われる。

道路維持保守工事の発注方法、工事結果の検証方法については、各土木事務所間で統一したルールを定め、発注指示記録を整備し、業者の作業報告との照合ができるようにし、業者が指示以外の作業、無駄な作業を行っていないかについて、指示記録と業者の作業報告（出来形）とを照合することによりチェックすることが必要である。

⑥道路維持保守業務契約の継続方法について（意見）

各土木事務所では、道路維持保守業務の契約に期間的空白が生じないように、年度末において、以下のように対応している。

- ④ 3月末近くで後半の契約を打ち切り、その時点から1ヶ月程度（金額100万円以下）の随意契約により発注し、その期間を利用して、翌年度上半期の工事の入札手続を実施し、翌年度4月中旬より発注を行う。
- ⑤ 後半工事を3月まで実施し（最終検査は翌4月となるため、事故繰越手続により工期延長を行う）、3月25日議会終了後に翌年度の入札手続を実施し、4月1日より業者に上半期の工事を発注する。

各土木事務所では道路維持保守業務の契約に期間的空白が生じないように、年度末において、事故繰越の手続と工期延長、年度末前後に随意契約による発注を行う等の余分な事務手続を実施しているのが現状である。

余分な事務コストをかけることなく、前年度会計年度中に翌会計年度の期首からスタートする道路維持保守業務契約が締結できるような制度への転換が望まれる。

⑦道路維持保守業務契約の変更に伴う諸経費の扱いについて（意見）

道路維持保守工事は、緊急的な補修という性格を有しているため、業者が実際に行った作業の実費を精算するという契約条件に結果としてなっている。原則として全ての工事が当初の請負金額で確定せず、作業量の増加により、変更契約による増額がなされるのが現状である。

変更契約によるコスト増加状況を検討したところ、作業量の増加による直接工事費及び共通仮設費、現場管理費、一般管理費も一定率を乗じることにより請負金額が増額していた。

平成 14 年度の道路維持保守工事の変更前請負代価は 869,339 千円であり、変更後の請負代価は 937,388 千円と 68,049 千円増額している。

道路維持保守工事のような少額工事の場合、直接工事費 1 の増加に対し、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の増加は 0.5 から 0.6 の増加となっているため、増加額 68,049 千円のうち、約 22,000 千円から 25,000 千円程度が諸経費の増加部分と推定される。

別項で記載のとおり、変更契約における諸経費は、工事業者の実態と乖離する可能性があるなどの問題があることから、増額変更は極力行わないようにするなど、十分に留意する必要がある。

また、工事の内容や量を事前に計画できず、その都度の指示による小規模の工事を行い、その合計により精算を行う工事である維持保守工事に、一般の工事の諸経費率を適用することは疑問がある。維持保守工事の諸経費については、別途、内容の吟味が必要と考える。

6) 地元協議のあり方 (結果)

土木事務所等	工事名	入札方式	当初契約金額(円)	変更後契約金額(円)	着工年月日	当初完成予定日	変更後完成予定日
小豆総合事務所	二ノ坪地区 砂防施設整備工事	随意契約	945,000	1,500,450	H15/1/14	H15/3/27	H15/4/30

当工事は、先行する急傾斜地工事により使用できなくなる排水路を既存の水路につなげるものである。当初、平成15年1月14日から平成15年3月27日まで請負金額945千円で契約されたものである。その後、平成15年2月28日に工期を平成15年4月30日まで延長した。また、井戸の補強工事等に伴い当初予定外の進入路の確保（ブロック塀の取壊し・補修及び倉庫の移設）を行うこととなった。これにより請負金額が555千円増額され、1,500千円となった。

進入路の必要性は、工事現場が民家の裏であることから、事前説明の際に判明しないことは無理からぬものではあるが、現地調査において関係者と実地検証し、よく協議すればわかった可能性もある。

事前説明の際に、工事現場が民家である場合は特によく説明するべきである。

土木事務所等	工事名	入札方式	当初契約金額(円)	変更後契約金額(円)	着工年月日	当初完成予定日	変更後完成予定日
小豆総合事務所	橘川 砂防施設整備工事	随意契約	861,000	1,274,700	H15/3/7	H15/3/28	-

当工事は、橘川上流で行われている砂防ダム工事の関連でダンプトラックの通行量が増加するため、橘川沿いの道路の水路に蓋をして道幅を広げるものである。当初、平成15年3月7日から平成15年3月28日まで請負金額861千円で契約されたものである。その後、カーブミラーの新規計上及び水路をかさ上げして蓋をする箇所の追加を行うこととなった。これにより請負金額が413千円増額され、1,274千円となった。

カーブミラーの新規計上及び水路をかさ上げして蓋をする箇所の追加については、事前説明会では地元から要望が出なかったが、実際に砂防ダム工事のダンプトラックが当該道路を走り出してから要望が出たものである。

着工前の事前調査及び地元への事前説明において要望を引き出すことができた可能性があるし、必要なものであれば設計段階で組み込んでおく必要がある。

着工前の事前調査及び地元への事前説明を十分に行うべきである。

7) 事前の現地状況把握不足により工事変更が生じたもの(結果)

土木事務所等	工事名	入札方式	当初契約金額(円)	変更後契約金額(円)	変更率
坂出土木事務所	県道府中琴南線道路改修工事	指名競争入札	48,300,000	54,180,000	12.17%

当工事は道路の改修工事であるが、以下の3つの理由から工事変更となった。

- ① 当初建設発生土を仮置地へ運ぶ予定から他工事の現場まで、より遠隔地まで運搬して再利用した。
- ② 処分する土が増加した。
- ③ 工事開始時には既に綾上町役場により隣接地が盛土されており、設計変更が生じた。

これらの理由のうち、③の理由による変更率は3.2%である。

綾上町が工事を行うに当たっては、隣接地の所有である県と調整を行ったと考えられるが、これを十分把握していなかったことにより、設計変更が生じる結果となった。

今後はこのような情報は、該当部門と連絡を密にし、設計・契約に事前に反映させるよう努めるべきである。

8) その他個別判明事項

サンプル調査により判明した事項については、以下に区分して記載しているが、区分できない個別的な事項について記載する。

① 他工事の費用が混入していたもの（結果）

土木事務所等	工事名	入札方式	当初契約金額(円)	変更後契約金額(円)	変更率
西讃土木事務所	県道丸亀詫間豊浜線 道路改修工事 (第2工区)	随意契約	4,987,500	5,935,650	19.01%

当該工事は当初、粉塵災害防止のため早急な対処が必要であるという理由により廃棄物等の撤去工事としての随意契約を締結したものである。

当該工事の変更内容は、取り付け道路工事の新規計上によるものであった。別の工事での取合工事を、もともと緊急性を理由に随意契約を結んだ本件工事の変更として実施することは疑問である。そもそも両工事は「県道丸亀詫間豊浜線 道路改築工事 (第2工区)」に関連する工事であることからこのような扱いになったものと思われ、全体の工事費はほぼ同一になっていること、新規の契約を省いたことなどは理解できないことはないが、工事内容が異なる工事は各々別の工事として契約等の手続を行うべきである。

② 工期長期化等の問題のある工事について（結果）

土木事務所等	工事名	入札方式	当初契約金額(円)	変更後契約金額(円)	変更率
高松土木事務所	相引川 河川維持修繕工事	随意契約	840,000	1,575,000	87.50%

当該工事は、台風による被害を受けた護岸を、本工事において補修工事を行うまでの間、応急的に矢板により補強したものであり、工期延長による矢板のリース料及びその現場の監視業務である。

i) 工事の延長について

最初に矢板を打ち込んだのはH13年10月であり、その後の延長の経緯は次のとおりである。

延長の経緯	延長理由
H14.4.1～H14.8.30	当初工期（上記の本工事を予定）
H14.8.31～H14.10.15	工法の検討に時間を費やす。
H14.10.16～H14.12.13	文化財保護法の申請に時間を費やす。
H14.12.14～H15.2.28	漁業関係者との調整を行う。

経緯からわかるように、平成 13 年 10 月に応急的に矢板を設置してから本来の護岸の補強工事着工までの間、さまざまな理由により、再三にわたり工期が延長され、1 年超の長期を要している。

変更理由のうち、この地区では文化財保護法の申請が必要であることは、土木部内ではわかっているはずであり、また漁業関係者との調整も工法の検討と同時並行的に進めることも可能と考えられる。部門内での情報伝達を密にし、発注までの事前段階で計画を立て、工期短縮を図るべきである。

ii) 工事の仕様について

この工事の場合、直接工事費は矢板のリース料である。年 12 回の矢板の状況に関する現場監視業務（矢板の変位量の測量等）は共通仮設費に含めて考えているとのことであった。

しかし、契約書等の書類を閲覧しても、現場監視業務に関する仕様取り決めは一切なされていない。担当に確認すると、口頭で行い、報告書は入手しているとのことであった。当該箇所は応急修理箇所の見回りという、通常の工事中の工事箇所の監視業務とは異なるものであると思われ、適切な仕様を書類により明確にしておくべきと思われる。

iii) 工事の積算について

(設計内訳)

費 目	合計金額(円)	比率
直接工事費（リース料対応分）		
リース料	985,320	59%
消費税		
諸経費（現場監視業務対応分）		
共通仮設費	678,930	41%
現場管理費		
一般管理費		
消費税		
工事費合計	1,664,250	100%

当工事の積算において、矢板のリース料についての費用を直接工事費とし、現場監視業務についての費用は、リース料に諸経費率を乗じた間接工事費として積算されている。

しかしながら、リース料そのものは、諸経費を発生させるものではなく、一方の現場監視業務には諸経費が発生する。リース料に諸経費率を乗じて算定された金額を現場監視業務のコストとする積算方法は、理論的に疑問である。

金額が僅少とはいえ、それぞれ別に積算を行うべきものであった。すなわち矢板のリース料については諸経費を加算せず、現場監視業務については、リース料とは別に監視に係る直接費を積算し、それに係る諸経費を加えて積算すべきであったと思われる。

③コスト削減に対応した工法の採用について（結果）

土木事務所等	工事名	入札方式	当初契約金額(円)	変更後契約金額(円)	着工年月日	当初完成予定日	変更後完成予定日
建築課	三豊工業高校管理教室棟外壁改修工事	指名競争入札	29,715,000	30,184,350	H14/6/27	H14/10/25	H14/10/25

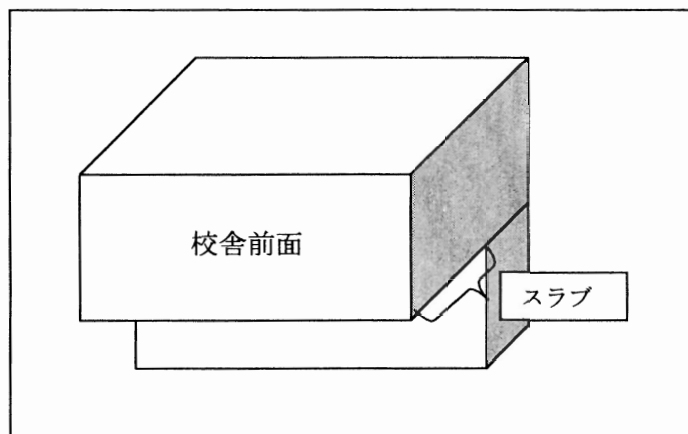
当該工事は高校の外壁工事であるが、工事に当たり外壁の状況が予想より悪く、追加的な工事が必要となった。一方で、外壁塗装については全面防水型仕様であったものを、雨水が直接かからない部分について一般の塗装とし、節約を図ったものである。

外壁状況の現況が予想より悪く工事費が増加したことから設計を再検討し、このようなコスト削減の方法を採用したと思われるが、もし外壁の状況が悪くなければ当初の設計どおりに工事が行われていた可能性は高く、県費の無駄遣いとなっていたおそれがある。

本来であれば、このように工事中途において、外壁塗装工法を変更するのではなく、当初より現地調査を慎重に行い、適切な設計に基づき、コスト削減を図るべきものであった。

コストが節減できる工法であれば他の工事にも採用すべきであり、平成14年度の他の外壁工事について、当該工事と同じく必要な部分についてのみ防水仕様とする工法を採用しているか質問したところ、当該高校は下図のように持ち出しスラブの幅が2メートル50センチメートルと大きく、かつ校舎前面に長く設置されているところから、当該高校のみこのような工法が可能であったということであった。

今後は、同様の外壁工事があった場合については、このようなコスト削減を意識した設計を検討する方向であるとのことである。



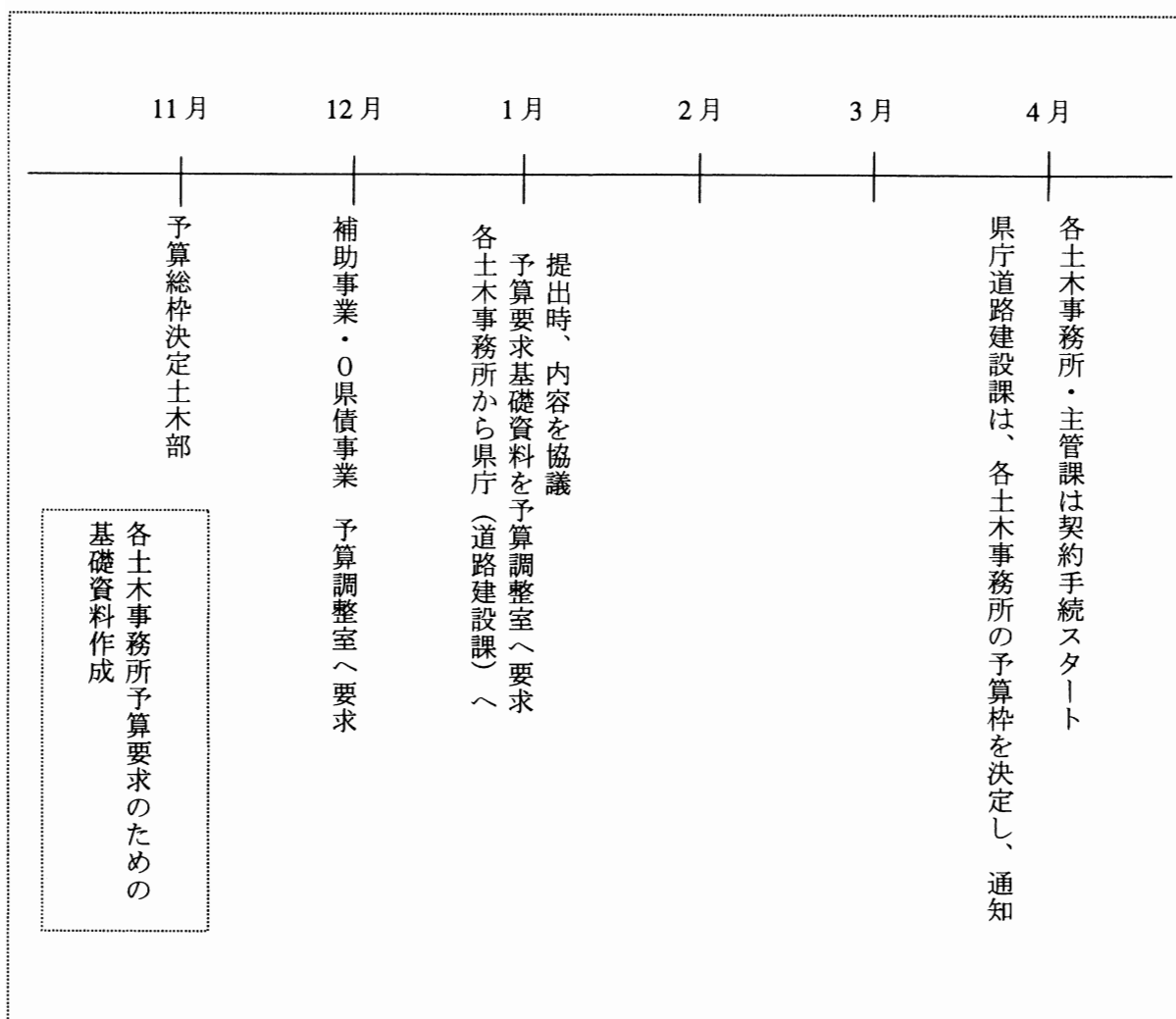
2. 工事の有効な予算配分（意見）

土木部

投資的経費が削減される傾向にあり、これに伴い工事費も減少している状況のもと、効率的な予算配分を行うため、工事の優先順位付けが重要となってくる。

この予算の配分における工事の順位付けについて、土木部において主要な事業を行っている道路建設課の現状は次のとおりである。

土木部道路建設課の総枠決定後の の予算編成及び各土木事務所へ予算通知の流れ



土木部の予算の中で大きな割合を占める道路事業について、国庫補助事業は、新規事業採択に際して、事業目的や必要性、費用便益比（B/C）などについて評価することを求めている。一方、県単独事業については、まず、土木事務所において、事業の進捗状況や関連事業との関係などから優先順位を判断して、予算要望を行っている。本庁（道路建設

課)においては、各土木事務所から本庁へ予算要望する段階で、個別事業ごとのヒヤリングを実施して、県の施策(高速道路の整備効果を波及するためのネットワークの整備、交差点改良、合併支援、地域活性化などの観点)も考慮して、土木事務所で決められていた優先順位を変える場合がある。

また、本庁(道路建設課)では、各土木事務所への予算配分に当たっては、前年度の予算配分などを参考にしており、具体的な基準・評価方法については、今後の検討課題としている。

県単独の道路事業も、事業の評価を行い、客観的な指標を斟酌して、優先順位を決めるときの参考にすべきである。ひいては、この客観的指標による優先順位をもって、明確な予算配分過程を経ることが肝要と考える。

農林水産部

農林水産部(土地改良課)のため池事業の変更工事の中には、工事の執行に伴って予定価格と落札価格の差によって生じた経費を防災効果の早期発現を図るため、同じ事業の工事完了まじかの地区に向けられている事例があるが、大きな変更が生じないように、実効性のある施工計画をたてるべきである。

第三 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

以上